

第2期古賀市子ども・  
子育て支援事業計画  
(案)

令和2年(2020年)3月

古賀市



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定方法.....	6
第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状.....	8
1 統計データでみえる古賀市の現状 .....	9
2 第1期事業計画の評価.....	18
3 ニーズ調査結果からみえる現状.....	23
4 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題.....	42
第3章 計画の基本的な考え方 .....	47
1 基本理念.....	48
2 基本目標.....	49
3 施策の体系.....	52

第4章 施策の具体的な取組 .....	53
基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援 .....	54
基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり .....	57
基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり .....	61
基本目標4 教育・保育提供体制の充実 .....	65
基本目標5 子育てを支える地域づくり .....	68
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	70
1 教育・保育提供区域の設定 .....	71
2 人口の見込み .....	72
3 子ども・子育て支援サービスの概要 .....	73
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 .....	74
5 地域子ども・子育て支援事業 .....	80
6 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進 .....	93
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	93
第6章 計画の推進体制 .....	94
1 計画の推進 .....	95
2 実施状況の継続的な点検 .....	95
3 計画の周知 .....	96
参考資料 .....	
1 *** .....	
2 *** .....	
3 *** .....	
4 *** .....	
5 *** .....	



# 第1章

# 計画策定にあたって

# Ⅰ 計画策定の背景

## (1) 社会動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生きる力を身に付けることができる社会の構築など、子どもの健

やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

## (2) 国の動向

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成 27 年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

平成 29 年 6 月には『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から平成 34 年度末までに女性の就業率 80%に対応できる、約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、「人づくり」として、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、消費増税にあわせ、令和元年10月1日から子育て世帯の負担を軽減する、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（以下「学童保育」という。）と放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

子どもの貧困対策においては、平成 26 年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成 26 年8月に閣議決定されました。同大綱では、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つの柱を掲げ対策を推進しています。

また、令和元年6月には、改正子どもの貧困対策法が制定され、計画策定の努力義務を課す対象を、都道府県から市区町村に広げ、地域の実情に合った施策の推進を目指すことになりました。

### (3) 福岡県の動向

福岡県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年に「福岡県次世代育成支援行動計画（出会い・子育て応援プラン（前期計画）」を、平成 22 年には同計画の後期計画を策定し、次世代育成支援対策を推進しています。

子ども・子育て支援新制度の施行及び次世代育成支援対策推進法の改正を受けて、平成 27 年3月には「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、少子化の流れを変えることを目指し、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望をかなえ、子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めています。

## 2 計画策定の趣旨

本市は、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができるよう、古賀市次世代育成支援後期行動計画に基づき、子育て支援に取り組んできました。

平成 24 年度に策定した第4次古賀市総合振興計画では、都市イメージ「つながりにぎわう快適安心都市こが～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」の実現に向けて、「人やモノが集い、活気にあふれ、にぎわうまち」、「自然と歴史・文化の未来へつなぎ、こころやすらぐまち」、「こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち」、「快適で住みやすく、安心して元気に暮らせるまち」を掲げ、様々な施策を推進してきました。平成29年度からの後期基本計画では、「子どもすこやかプロジェクト」を重点プロジェクトの一つに掲げ、子育て支援や学校教育を充実するとともに、子どもが健やかに育つまちづくりを推進しています。

平成27年に策定した「第1期古賀市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、様々な取組を進めてきました。

さらに、平成 31年3月29日に制定の「古賀市子ども・子育て支援条例」は、子どもが健やかに成長するための環境をつくり、子どもの生きる力を育むための子ども・子育て支援を市全体で取り組むことを明記しています。

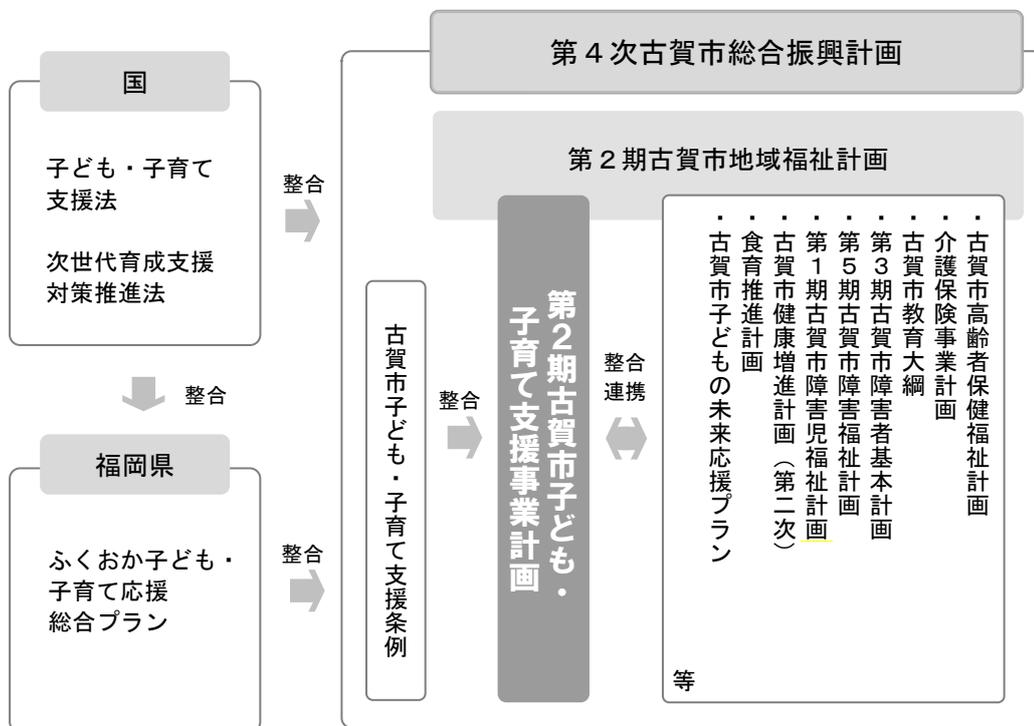
社会情勢のめまぐるしい変化等から、共働き世帯の増加や生活様式の多様化がより一層進み、子どもの育成や子育て支援に関するニーズも多様化しており、様々な悩みや課題を抱える子どもや保護者が増えています。

このような中で、「子ども・子育て支援」の目的や基本理念について、今一度立ち返る必要があります。子ども・子育て支援とは、大前提として、「子どもの最善の利益」を最優先し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するものです。そのことを再確認し、そのうえで、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感、不安感、孤立感を和らげるとともに、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう支援をしていくことを目指していく必要があります。

なお、本計画は、「第1期古賀市子ども・子育て支援事業計画」の方針を引き継ぎながら、今後5年間における施策の方向性を明確に示し、本市の資源を最大限活用し、子ども・子育て支援施策を総合的、効果的に推進していきます。

### 3 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市が今後進める子ども・子育て施策の目的や基本的方向を示すものです。
- 第1期計画同様、次世代育成支援対策推進法第8条に定める市町村行動計画と一体的に策定しております。
- 古賀市子ども・子育て支援条例第4条に定める行動計画として位置づけます。
- 第4次古賀市総合振興計画を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図っています。



### 4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画の策定方法

### (1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、子育て世帯（就学前児童保護者、小学生保護者）に対しアンケート調査を実施し、子育て支援に対するニーズを把握しました。また、子ども本人（小学生、中学生）に対してもアンケート調査を実施し、自分自身のことや生活状態等の把握を行いました。

さらに、高校生や地域の子育て支援者に対し、グループヒアリング調査を行い、貴重なご意見をいただきました。

#### ●アンケート調査

・調査地域	古賀市全域
・調査の種類	4種類【就学前児童の保護者】【小学生の保護者】【小学生】【中学生】
・調査対象者	【就学前児童の保護者】市内在住の就学前児童の保護者 【小学生の保護者】市内在住の小学2年生・4年生・6年生の児童の保護者 【小学生】古賀市立小学校に通う全小学6年生 【中学生】古賀市立中学校に通う全中学3年生
・調査期間	平成30年10月16日～平成30年10月31日
・調査方法	【就学前児童の保護者】 就園児は園にて配布・回収、未就園児は郵送による配布・回収 【小学生の保護者】【小学生】【中学生】 学校にて配布・回収

		配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	就園児	678通	584通	86.1%
	未就園児	322通	172通	53.4%
小学生の保護者		709通	635通	89.6%
小学生(6年生)		531通	491通	92.5%
中学生(3年生)		524通	489通	93.3%

●ヒアリング調査

①地域支援者グループヒアリング

・参加者	地域で子育て支援に関わっておられる方
・開催日時	第1回…平成30年11月9日(金)13:00~16:00 第2回…平成30年11月21日(水)13:00~16:00
・場所	リーパスプラザこが 多目的ホール
・参加者	第1回 15人          第2回 15人
・内容	【3部構成】 参加者の想いを共有 第1部 「強みの発見・再確認！」 ～活動を振り返り、自分たちの強みを共有～ 第2部 「未来をイメージ！」 ～未来の視点からこんな〇〇がいいね、うれしいね～ 第3部 「じゃあ、どうする？」 ～そのためにはこんなあったらいいね～

②高校生グループヒアリング

・参加者	市内の高校に在籍する高校生または市内在住の高校生
・開催日時	平成30年12月2日(日)13:00~15:00
・場所	リーパスプラザこが 中会議室
・参加者	15人
・内容	【2部構成】 参加者の想いを共有 第1部 「今まですごしてきたなかで生き生き生きてきた時間(体験)は？」 第2部 「子どもたちにとって、どんなまちがうれしい？」

(2) 古賀市子ども・子育て会議による審議

第1期計画の評価は、毎年、前年度事業実績を古賀市子ども・子育て会議で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、進捗管理を進めてきました。

第2期計画の策定についても、ニーズ調査の結果を基に、子育て当事者等の意見を反映できるよう当会議で協議しました。



## 第2章

古賀市の子どもや

子育てを取り巻く現状

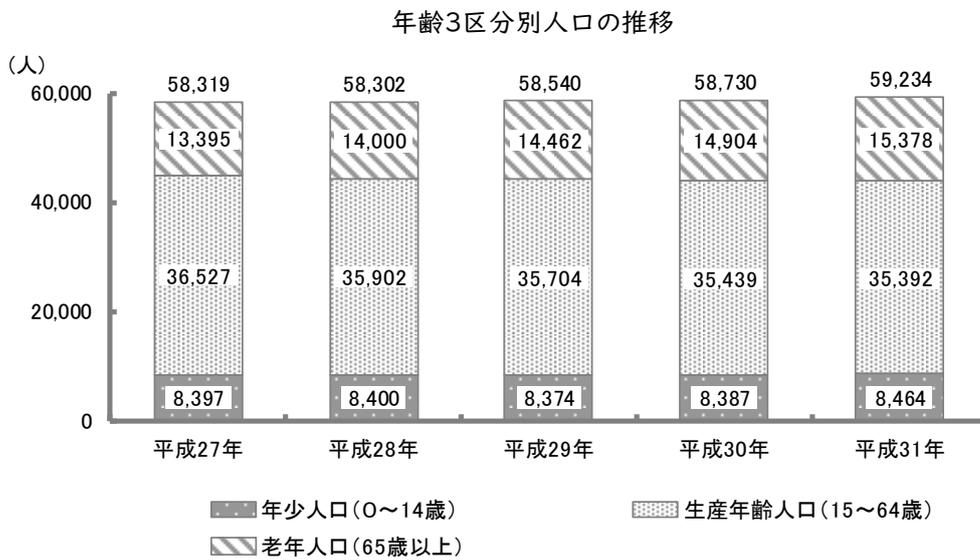
# Ⅰ 統計データでみえる古賀市の現状

## (1) 人口の状況

### ① 年齢3区分別人口の推移



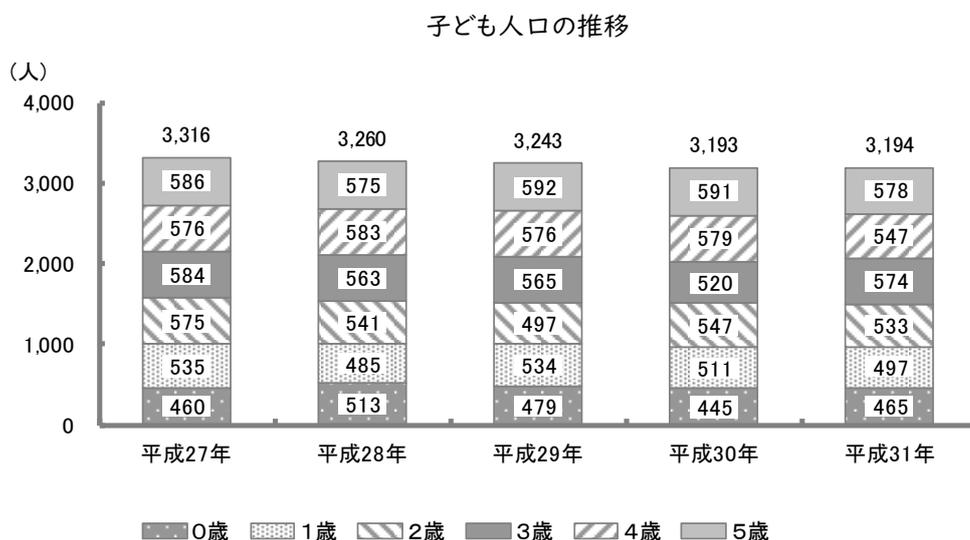
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加しており、平成31年で59,234人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)は横ばいであるのに対し、老年人口(65歳以上)は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## ② 年齢別就学前児童数の推移

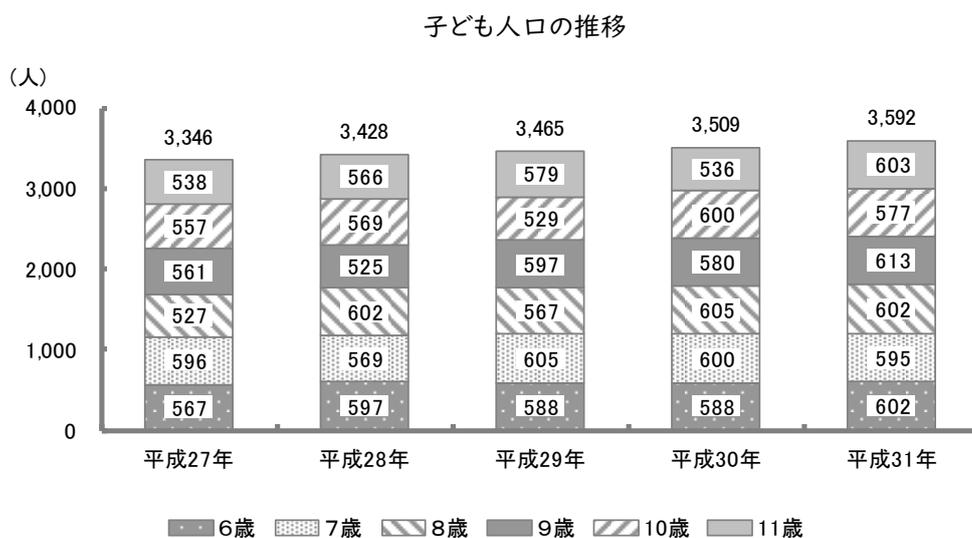
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向となっており、平成31年4月現在で3,194人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増加しており、平成31年4月現在で3,592人となっています。

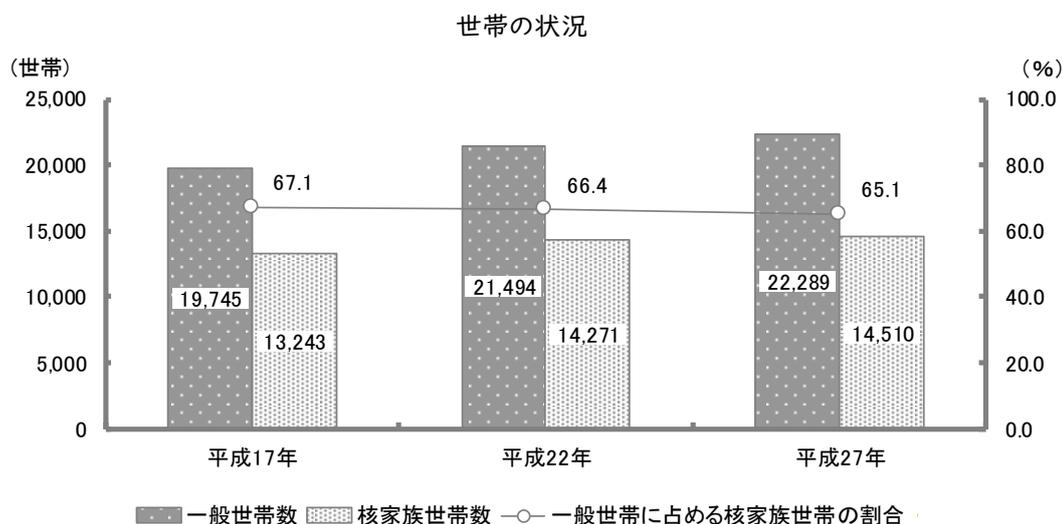


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

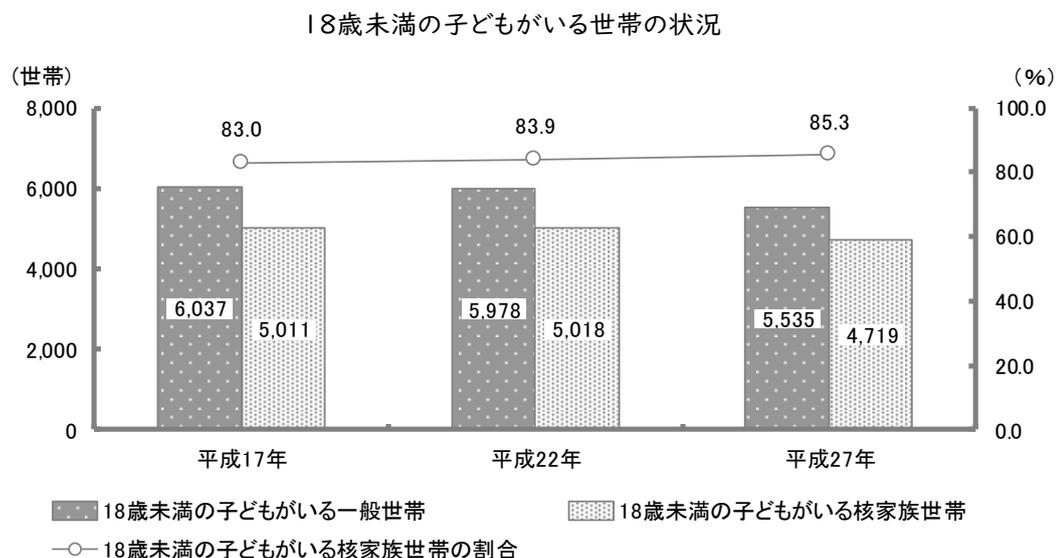
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で14,510世帯となっています。一方で、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しており、平成27年で65.1%となっています。



資料：国勢調査

### ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

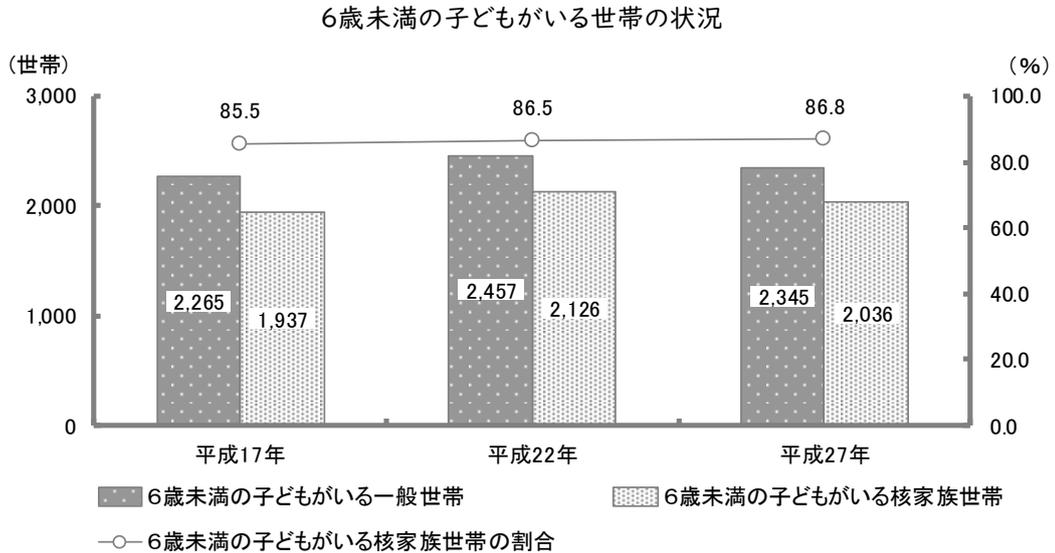
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で5,535世帯となっています。一方で、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

### ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

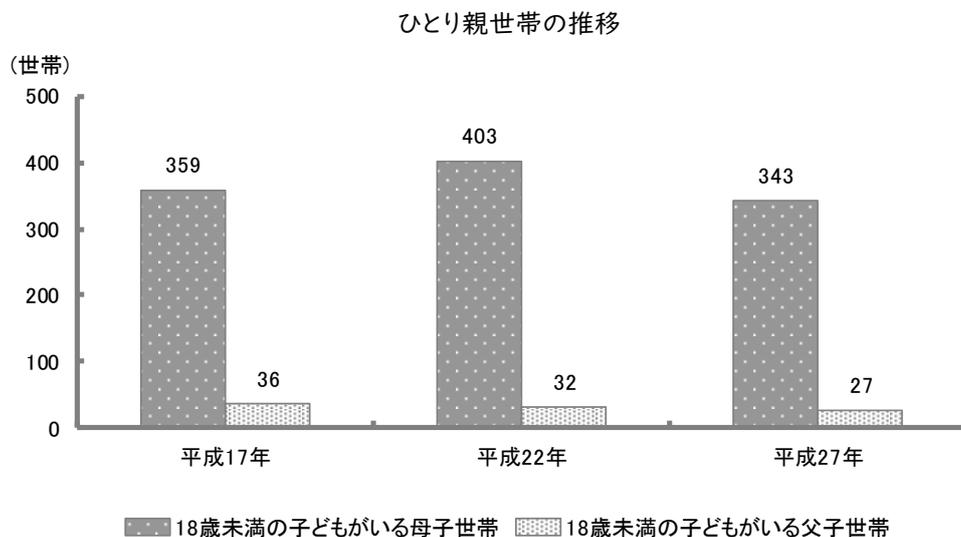
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年以降増加していましたが、平成27年に減少し、2,345世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

### ④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成17年以降増加していましたが、平成27年に減少し、343世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。

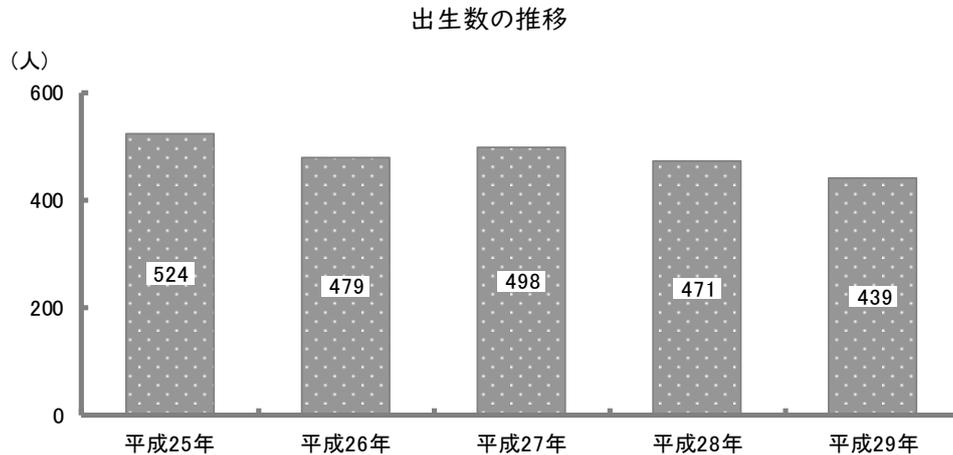


資料：国勢調査

### (3) 出生の状況

#### ① 出生数の推移

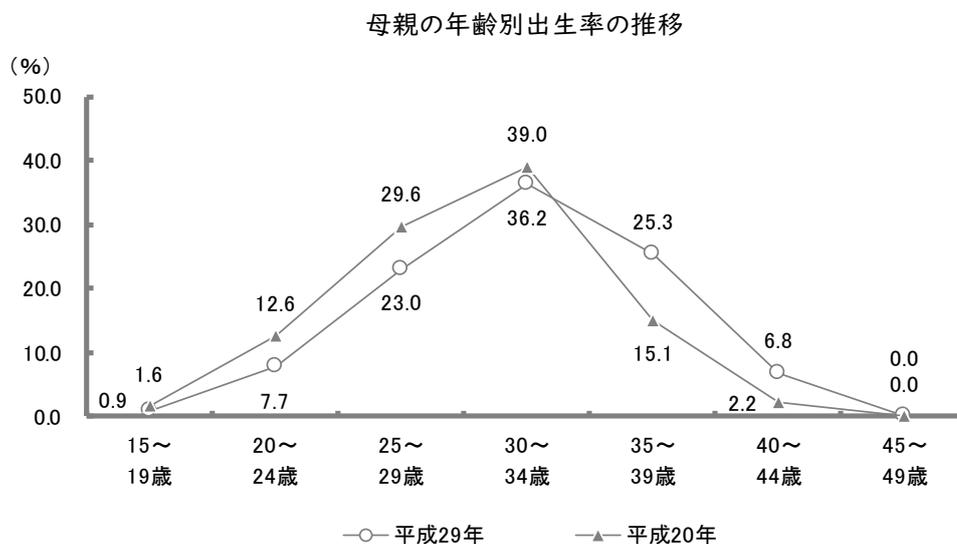
本市の出生数は平成25年以降、平成27年まで増減を繰り返していましたが、平成28年以降減少しており、平成29年で439人と過去5年間で約0.8割減少しています。



資料:各都道府県人口動態統計

#### ② 母親の年齢(5歳階級)別出生率の推移

本市の母の年齢(5歳階級)別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

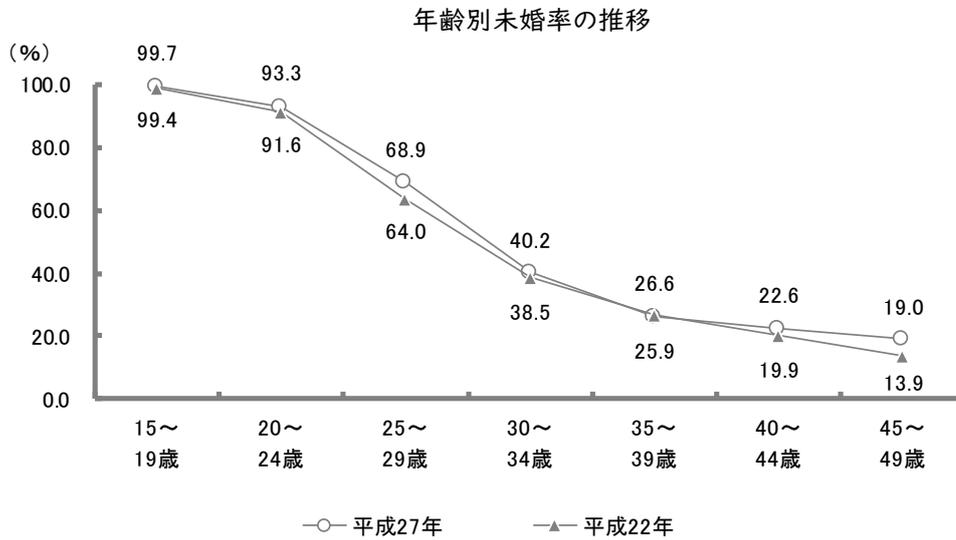


資料:厚生労働省 人口動態統計

## (4) 未婚・結婚の状況

### ① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で40歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

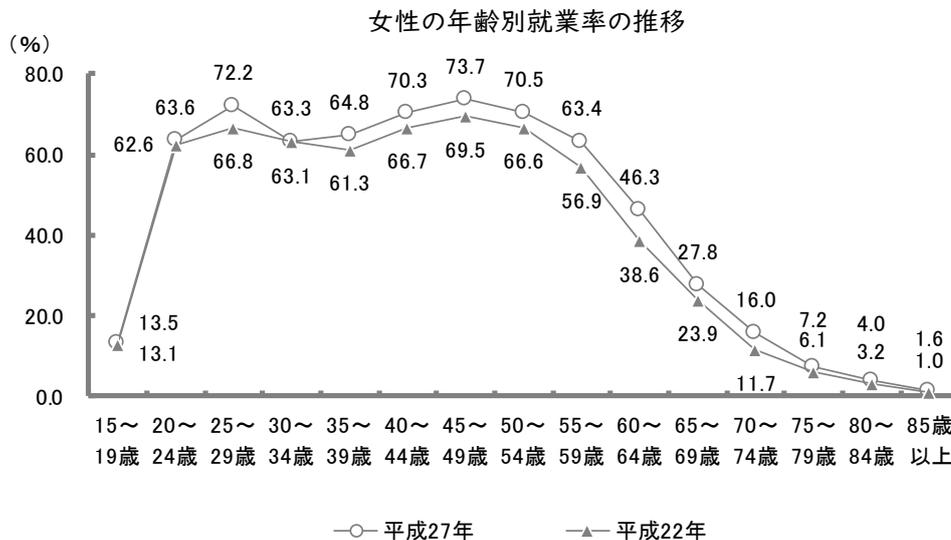


資料：国勢調査

## (5) 就業の状況

### ① 女性の年齢別就業率の推移

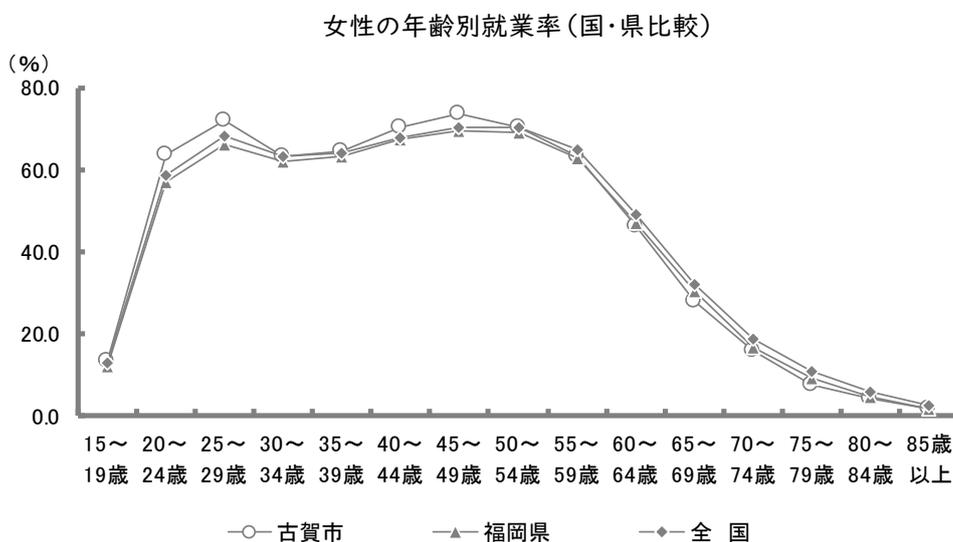
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

## ② 女性の年齢別就業率(国・県比較)

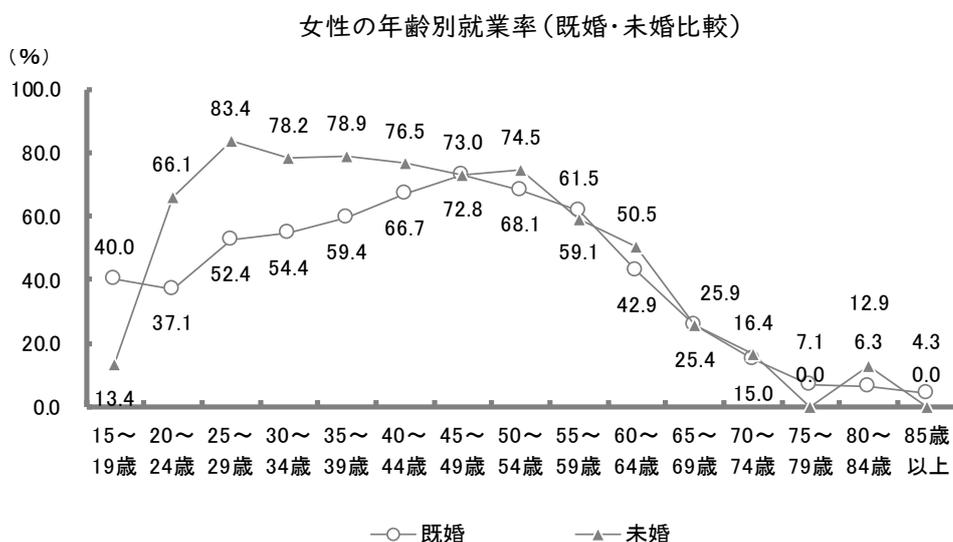
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、60歳以上で全国、福岡県よりも低くなっています。



資料:国勢調査(平成27年)

## ③ 女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

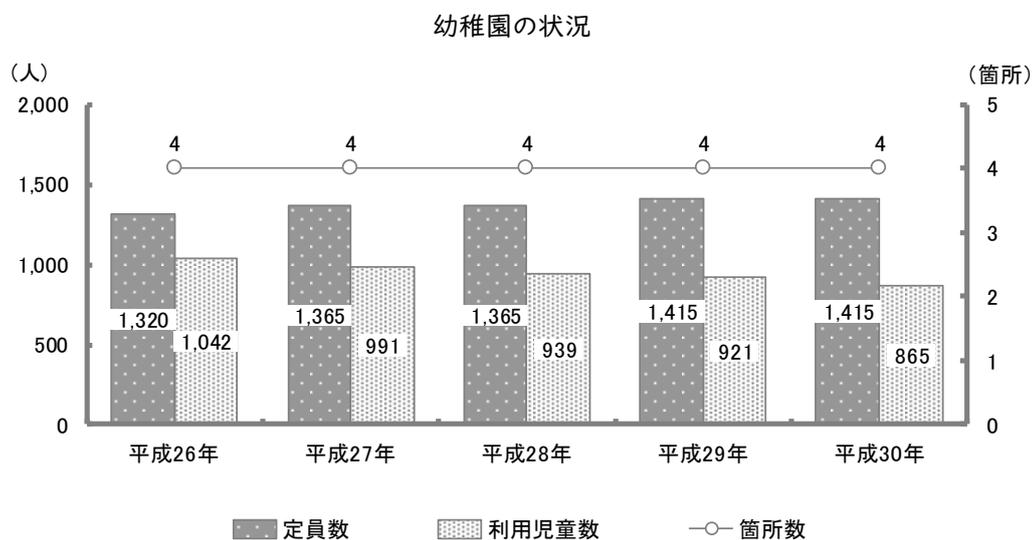


資料:国勢調査(平成27年)

## (6) 教育・保育サービス等の状況

### ① 幼稚園の状況

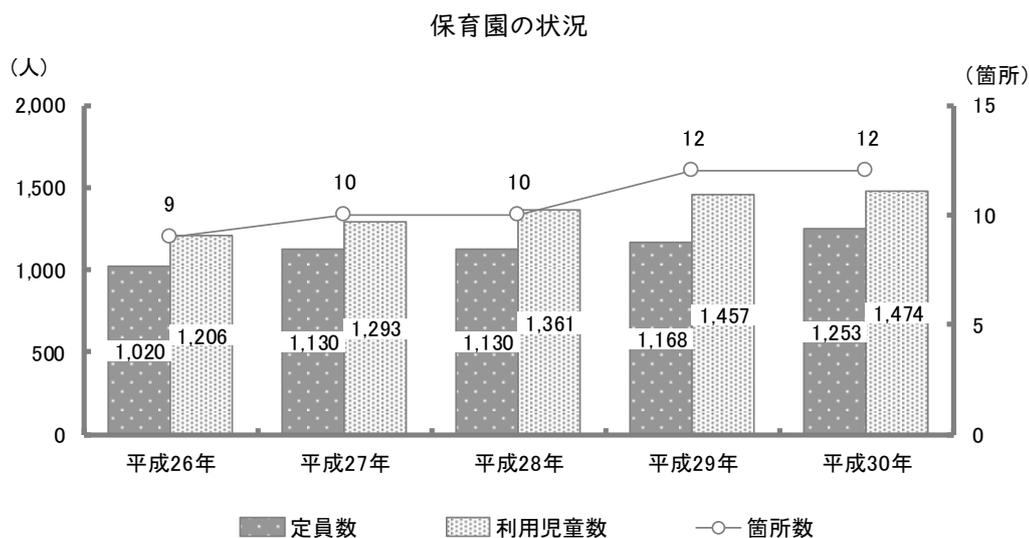
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は横ばいで推移しているものの、利用児童数は減少しており、平成30年で865人となっています。



資料：市の統計

### ② 保育園の状況

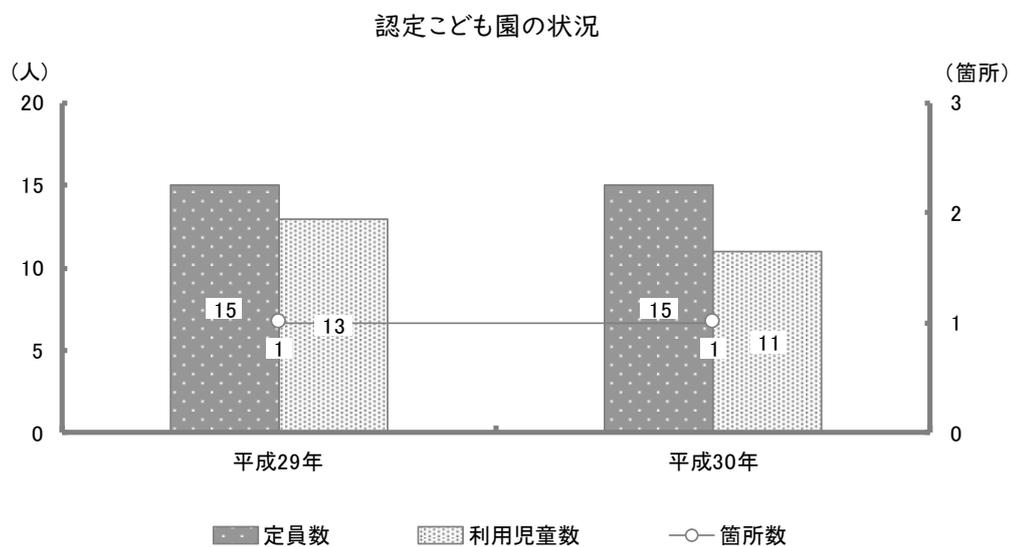
本市の保育園の状況をみると、箇所数は横ばいとなっているものの、定員数・利用児童数ともに増加傾向となっており、平成30年で1,253人と1,474人となっています。



資料：市の統計

### ③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況を見ると、定員数・箇所数ともに横ばいとなっています。また、利用児童数はやや減少しており、平成30年で11人となっています。



資料：市の統計

### ④ 待機児童数の推移

本市は、「待機児童ゼロ」を堅持しておりましたが、保育ニーズの増加から、平成29年度末に4人、平成30年度末に43人の待機児童が発生しました。

## 2 第1期事業計画の評価

### ○ 総括

第1期古賀市子ども・子育て支援事業計画における、下記の事業において、見込みに対する実績の評価を行いました。

事業名		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域子育て支援拠点事業		目標値	2,418人回	2,371人回	2,363人回	3,140人回
		実績	12,917人回	12,903人回	11,819人回	11,126人回
		実績/目標	534.2%	544.2%	500.2%	354.3%
時間外保育事業 延長保育事業		目標値	137人	136人	135人	139人
		実績	145人	130人	137人	139人
		実績/目標	105.8%	95.6%	101.5%	100.0%
一時預かり(幼稚園)		目標値	30,079人日	30,295人日	29,929人日	50,220人日
		実績	42,232人日	45,459人日	54,826人日	57,718人日
		実績/目標	140.4%	150.1%	183.2%	114.9%
一時預かり(その他)		目標値	3,507人日	3,471人日	3,449人日	4,951人日
		実績	5,503人日	5,431人日	5,017人日	5,760人日
		実績/目標	156.9%	156.5%	145.5%	116.3%
病児・病後児保育事業		目標値	534人日	531人日	527人日	340人日
		実績	25人日	36人日	286人日	323人日
		実績/目標	4.7%	6.8%	54.3%	95.0%
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)		目標値	38人日	37人日	39人日	41人日
		実績	195人日	22人日	108人日	121人日
		実績/目標	513.2%	59.5%	276.9%	295.1%
児童放課後児童健全育成事業(放課後クラブ)	低学年	目標値	658人	700人	702人	703人
		実績	571人	606人	624人	650人
		実績/目標	86.8%	86.6%	88.9%	92.5%
	高学年	目標値	88人	88人	92人	96人
		実績	70人	69人	117人	120人
		実績/目標	79.5%	78.4%	127.1%	125%
	計	目標値	746人	788人	794人	799人
		実績	561人	570人	587人	588人
		実績/目標	75.2%	72.3%	73.9%	73.6%
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)		目標値	17人日	17人日	17人日	1人日
		実績	0人日	0人日	0人日	9人日
		実績/目標	0.0%	0.0%	0.0%	900%

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者支援事業	目標値	1か所	1か所	1か所	1か所
	実績	0か所	0か所	0か所	0か所
	実績/目標	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
妊婦に対する健康診査	目標値	6,500人回	6,500人回	6,500人回	6,500人回
	実績	6,262人回	5,339人回	5,522人回	5,458人回
	実績/目標	96.3%	82.1%	85.0%	84.0%
乳児家庭全戸訪問事業	目標値	537人	538人	535人	499人
	実績	490人	463人	479人	467人
	実績/目標	91.2%	86.1%	89.5%	93.6%
養育支援訪問事業	目標値	75人	75人	75人	55人
	実績	54人	57人	50人	37人
	実績/目標	72.0%	76.0%	66.7%	67.3%

## ○ 基本目標の評価(成果)

### 基本目標1. 子どもの健やかな育ちのための支援

#### (1) 子どもの健やかな心身の育成支援

- ・「こがっ子元気アップチャレンジ(子どもの体力づくり教室)」に取り組み、運動やスポーツを通じて健康な体をつくとともに、人と人をつなぐ活動を推進しました。
- ・小・中・高校や子育て支援事業において若い世代にも骨密度測定を実施し、子どもたちだけでなく、その保護者の健康意識や生活習慣病予防の意識向上に働きかけることができました。

#### (2) 豊かな人間性を育むための支援

- ・ししぶ児童センターの開設で、各中学校区に児童館・児童センターを設置することができ、子どもたちの居場所を充実させました。
- ・市内の子どもたちをバスに乗せ、近隣の美術館に連れて行き、本物の芸術に触れる機会を創出しました。
- ・地域の方や専門知識のある方を学習支援アシスタントとして派遣したことで、子どもの学習意欲の向上と授業の活性化が見られ、特色ある学校づくりにつながりました。

#### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

- ・古賀市独自の施策として、市内の小・中学校に、少人数学級対応講師、小学校適応促進補助員及び学習支援アシスタント等、様々な人的配置を行い、一人ひとりが意欲的に学び、確かな学力と体力を身に付けるとともに豊かな心を育む学校教育を推進しました。
- ・望ましい勤労観や職業観を持ち、自らの適性や将来を考える機会とするドリームステージを実施し、職業体験学習の充実を図ることができました。
- ・放課後子供教室を推進し、放課後の安全・安全な居場所の確保に努めました。

### 基本目標2. いきいきと子育てができる環境づくり

#### (1) 子育て力向上のための支援

- ・保護者をはじめ家族みんなで子育てを楽しめるよう、ファミリー講座等を実施し、子育て力向上に取り組みました。さらに、新規事業として、実践的で体験的に学べるIPPO事業を実施し、はじめての母親に対し母子愛着形成のサポートを行いました。
- ・複雑で困難な相談ケースの増加に伴い、家庭児童相談員を増員し、適切に対応できるよう相談体制を充実させました。

## (2) 安心して出産を迎えるための支援

- ・妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目ない支援のために、子育て世代包括支援センター（KuRuKuRu）を開設し、妊婦対象に個別支援プランを作成する等、ハード面ソフト面両面の支援体制を整備しました。

## (3) 子育て情報の提供と支援の充実

- ・子育て中のママたちが編集員となって、子育て情報誌「こもこも」を発行し、子育て世帯が知りたい情報を発信しました。
- ・公的機関からの子育て情報を1冊にまとめた「子育てBOOK」を官民協働で作成し、毎年発行できるようにしました。
- ・「こがっち」を発行し、子どもたちの様々な体験活動を企画・立案し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに努めました。
- ・子育て世帯をサポートする、子育て応援サポーターを養成し、地域の中で子育てが楽しめるよう、顔の見える関係づくりを推進しました。

## 基本目標3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

### (1) 生活支援・経済的支援

- ・子育ての負担軽減のため、国の制度に合わせ、児童手当や幼稚園就園奨励費等の経済的援助を行いました。
- ・ひとり親世帯に対し、児童扶養手当や高等職業訓練給付金等、国の制度に合わせて経済的支援及び生活支援を実施しました。
- ・経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助を行いました。

### (2) 育児と仕事の両立支援

- ・年一回の「古賀市男女共同参画フォーラム」の開催に加え、対象世代に合った様々なセミナーを企画し、育児と仕事の両立を含めた男女共同参画の啓発を行いました。
- ・仕事と生活の調和に向け、国や県の啓発事業に合わせて周知しました。

### (3) 安心して外出できる環境の整備

- ・グリーンパークの大型遊具を整備する等、子どもたちが屋外であそべる場を充実させました。

## 基本目標4. 教育・保育提供体制の充実

### (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

- ・保育ニーズや教育ニーズが高まる中、施設の受入体制を確保するため、施設整備をはじめ定員数を増にするなど、待機児童対策に努めました。
- ・また、待機児童対策として、保育園幼稚園等合同説明会を開催し、保育士・幼稚園教諭の確保に努めました。

### (2) 保育サービスの充実

- ・就労形態の多様化等による休日の保育ニーズに対応し、休日保育を実施しました。
- ・子育て世帯のニーズに基づき、子育てがしやすい環境づくりとして、病気中の子どもを安心して預けられる病児保育を市内2医療機関で開設しました。
- ・保育園や幼稚園等に通う児童のうち、支援が必要な児童に対して、保育士や幼稚園教諭を増員して配置し、適切な支援を行いました。
- ・保護者の就労率の増加により、学童保育所の施設整備や定員数を増員する等、放課後に安心して過ごせる場所を確保しました。

### (3) 教育・保育施設の質の向上

- ・保育所や幼稚園へ定期的に巡回相談を実施し、支援が必要な児童に対して適切な支援を行いました。
- ・毎年保育士や幼稚園教諭に対し療育研修会を開催し、児童発達に関する専門知識や支援が必要な児童への関わり方等の学びの場を提供しました。

### 3 ニーズ調査結果からみえる現状

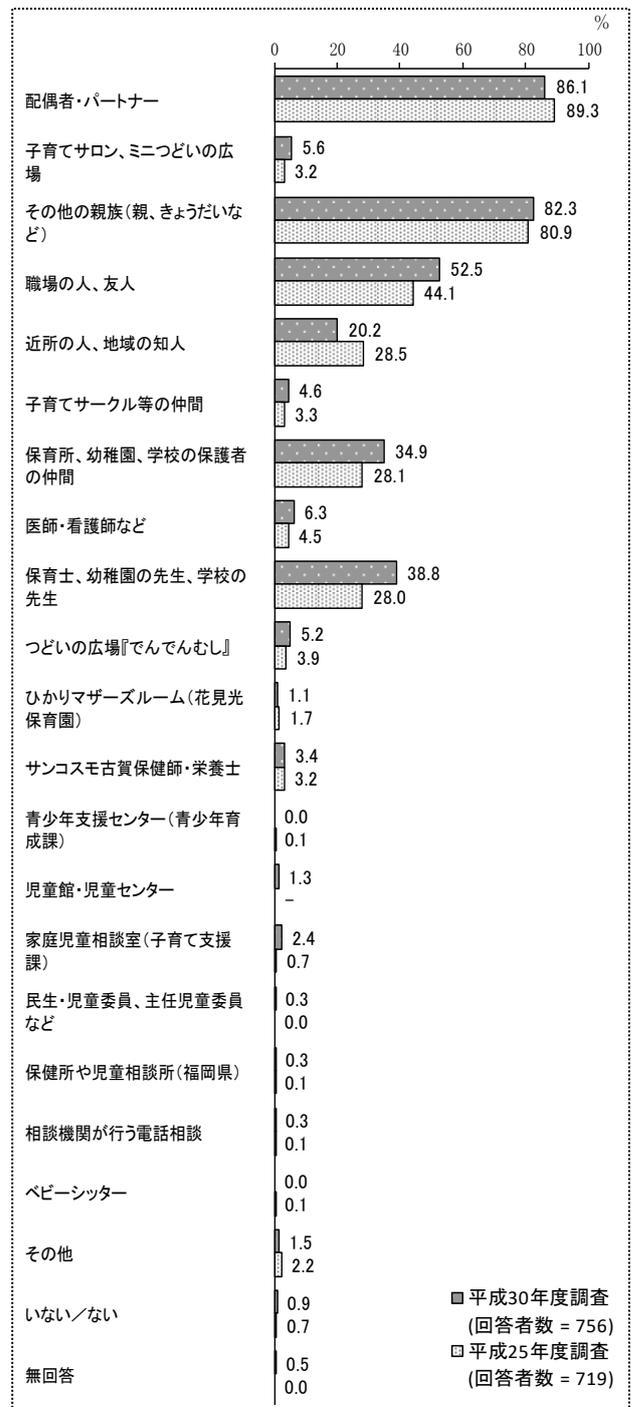
#### 【就学前保護者・小学生の保護者アンケート】

##### (1) 子どもと家族の状況について

###### ① 就学前児童保護者の気軽に相談できる先について

「配偶者・パートナー」の割合が 86.1%と最も高く、次いで「その他の親族(親、きょうだいなど)」の割合が 82.3%、「職場の人、友人」の割合が 52.5%となっています。

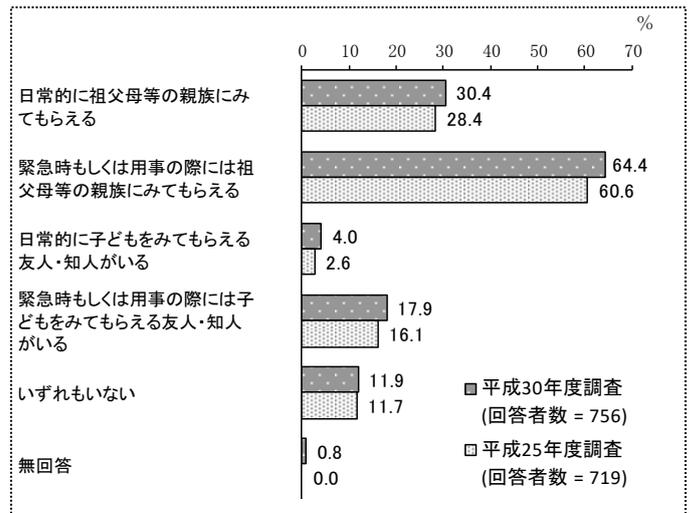
平成 25 年度調査と比較すると、「職場の人、友人」、「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」、「保育士、幼稚園の先生、学校の先生」の割合が増加しています。一方、「近所の人、地域の知人」の割合が減少しています。



## ② 就学前児童保護者の日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 64.4%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 30.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が 17.9%となっています。

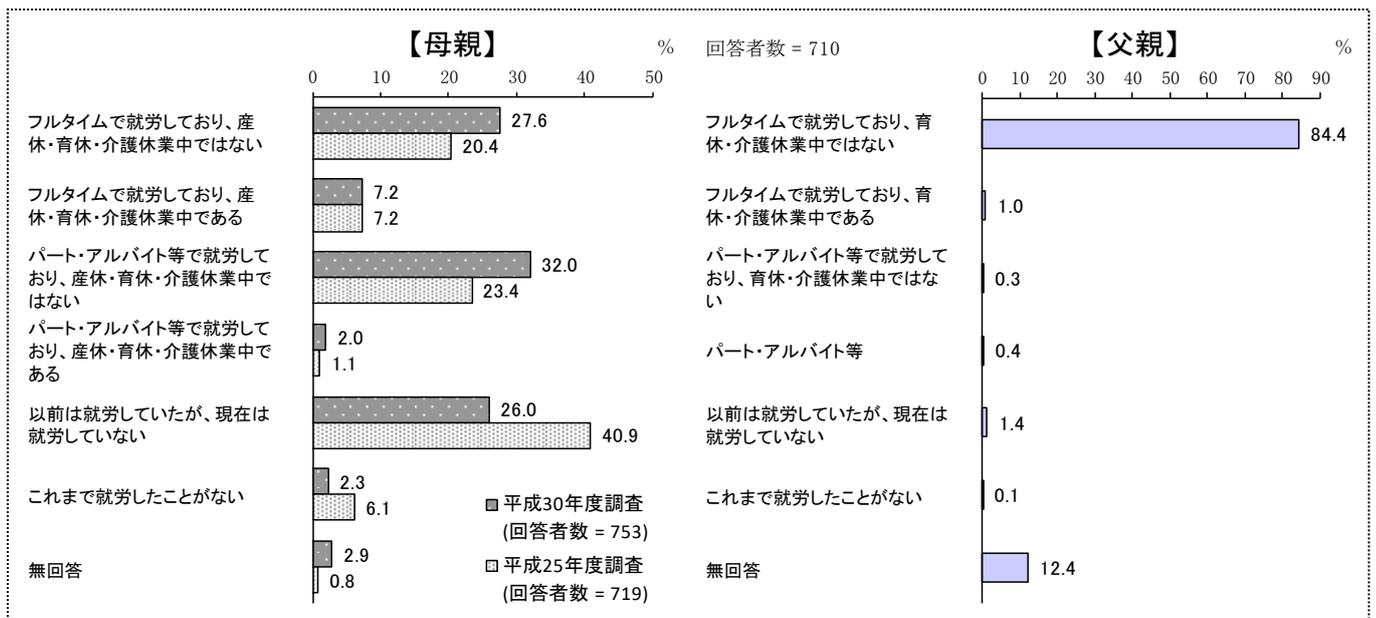
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## ③ 就学前児童保護者の両親の就労状況

母親では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 32.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 27.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 26.0%となっています。

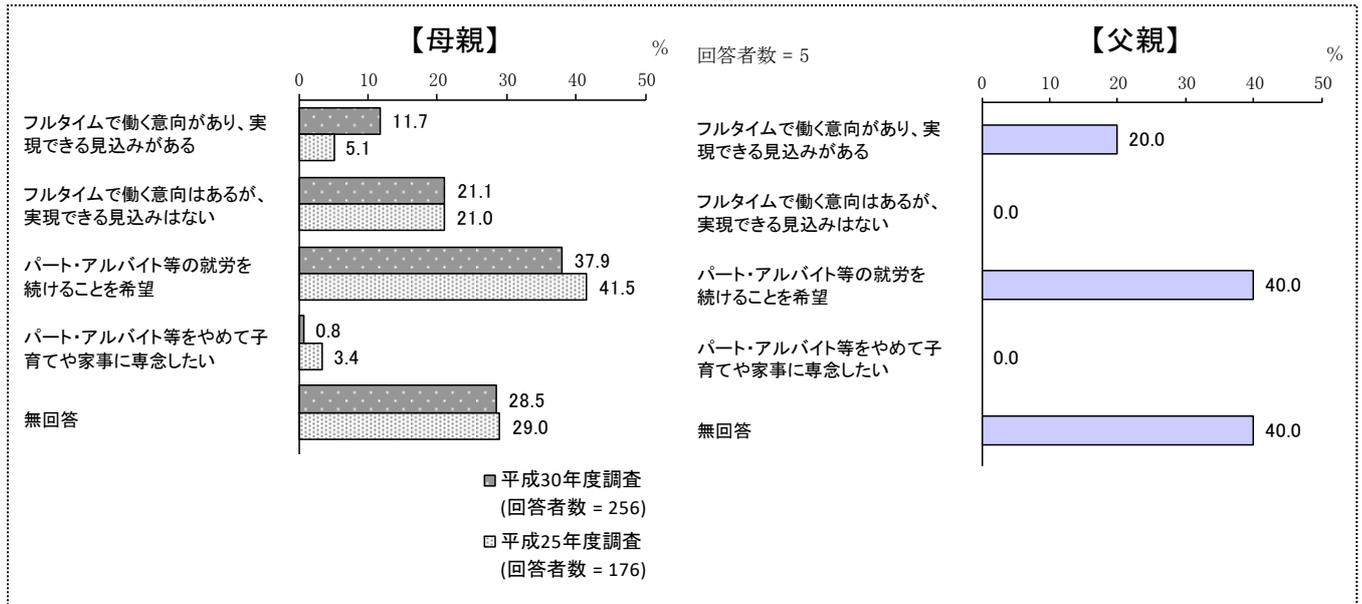
平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



#### ④ 就学前児童保護者の両親の就労意向(就労者の就労意向)

母親では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が37.9%と最も高く、次いで「フルタイムで働く意向はあるが、実現できる見込みはない」の割合が21.1%、「フルタイムで働く意向があり、実現できる見込みがある」の割合が11.7%となっています。

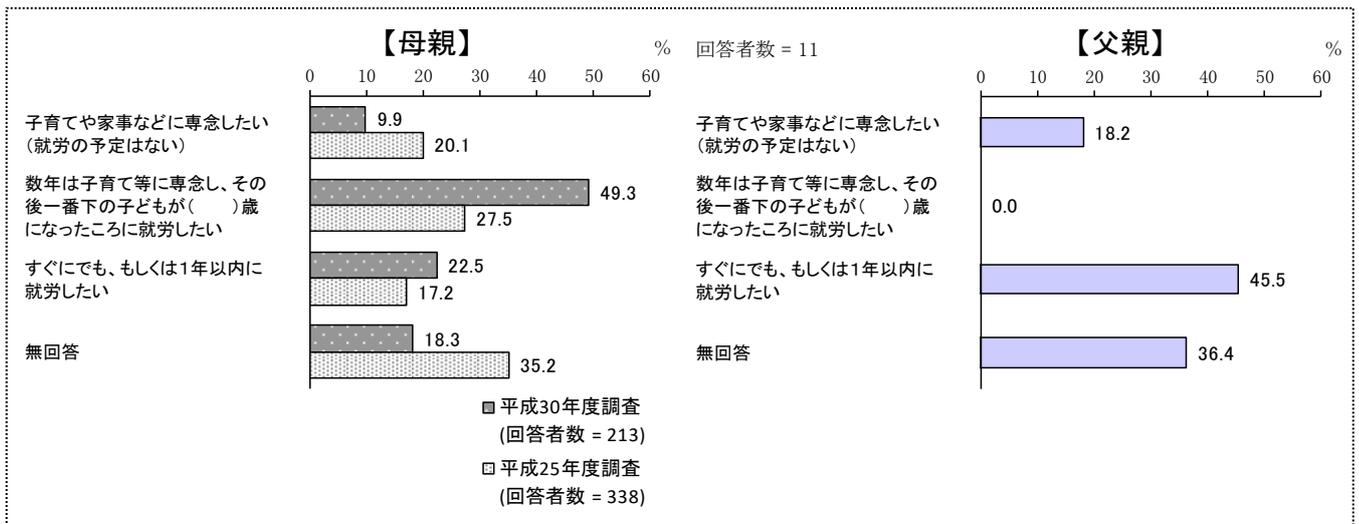
平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで働く意向があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。



⑤ 就学前児童保護者の両親の就労意向（未就労者の就労意向）

母親では、「数年は子育て等に専念し、その後一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が49.3%と最も高く、次いで「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が22.5%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が9.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「数年は子育て等に専念し、その後一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が減少しています。

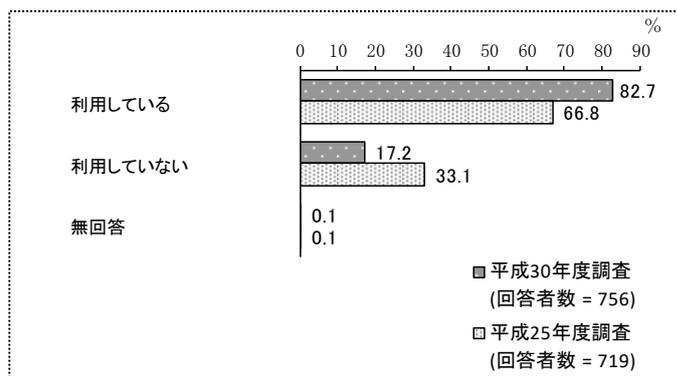


## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ① 就学前児童保護者の平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

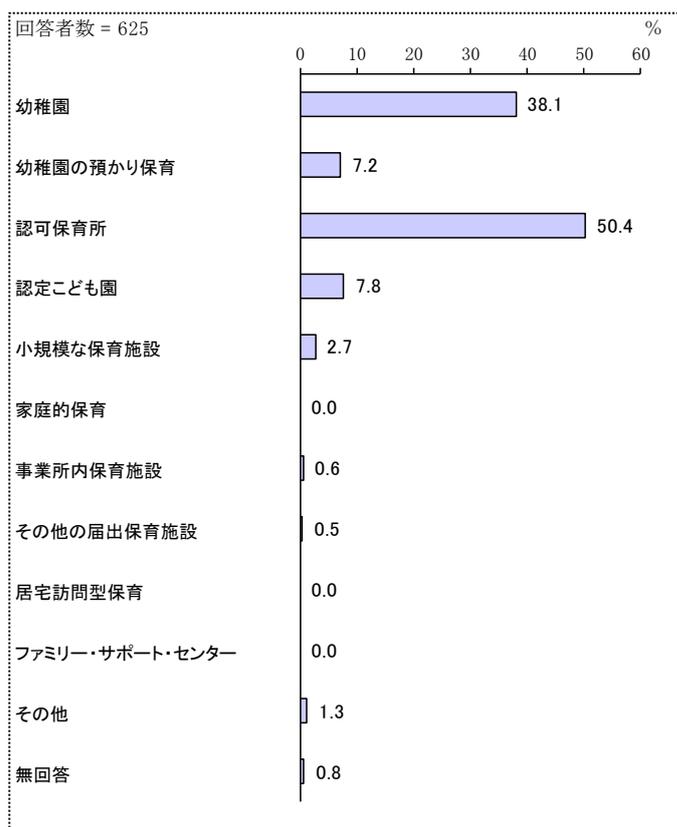
「利用している」の割合が 82.7%、「利用していない」の割合が 17.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。



### ② 就学前児童保護者の平日の定期的にご利用している教育・保育事業

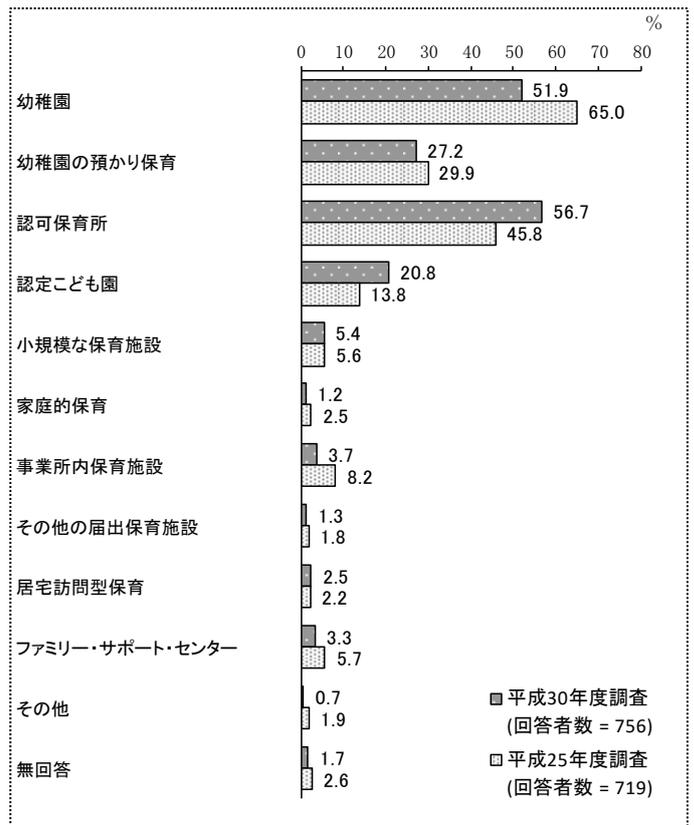
「認可保育所」の割合が 50.4%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 38.1%、「認定こども園」の割合が 7.8%となっています。



### ③ 就学前児童保護者の平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認可保育所」の割合が 56.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 51.9%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 27.2%となっています。

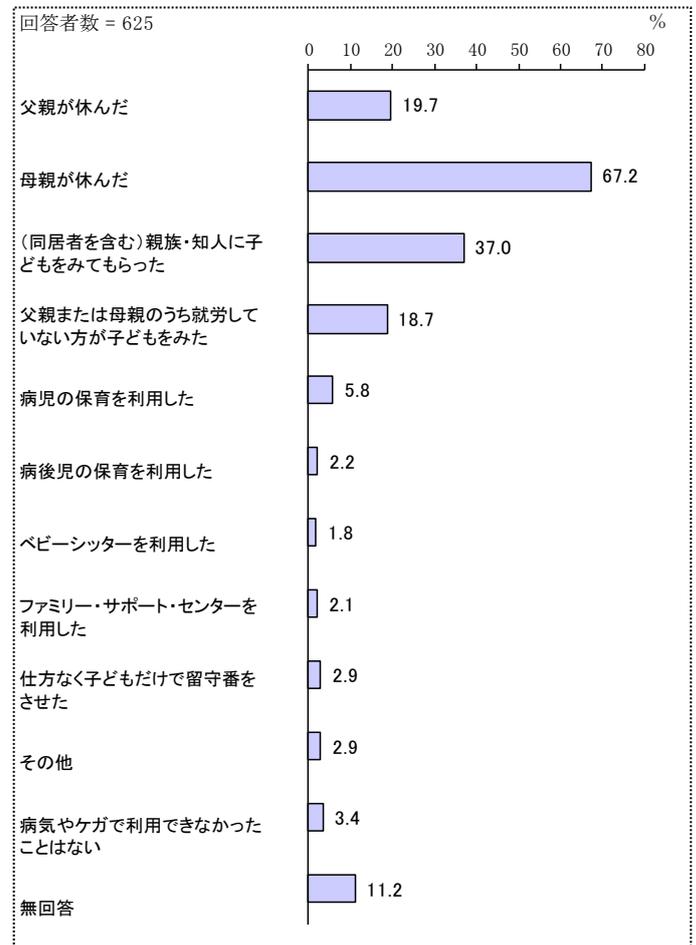
平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育所」、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。



### (3) 病気等の際の対応について

#### ① 就学前児童保護者の子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 67.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 37.0%、「父親が休んだ」の割合が 19.7%となっています。

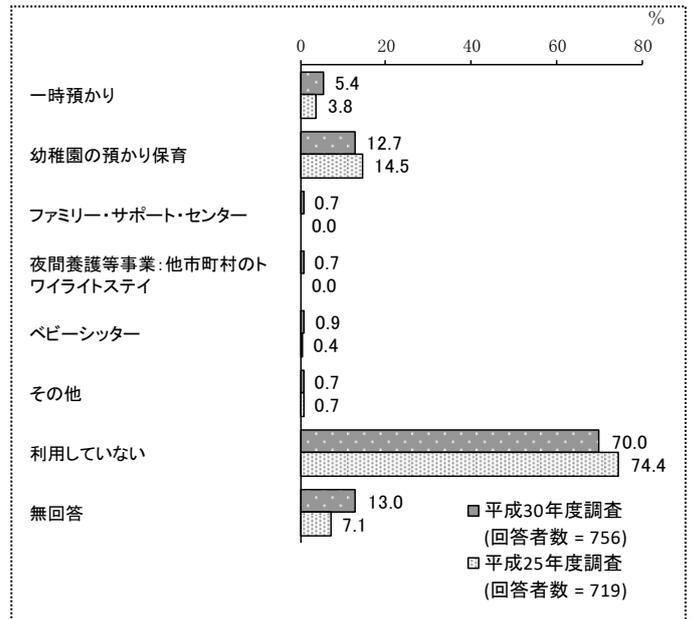


#### (4) 一時預かり等の利用状況について

##### ① 就学前児童保護者の不特定の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が70.0%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が12.7%、「一時預かり」の割合が5.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

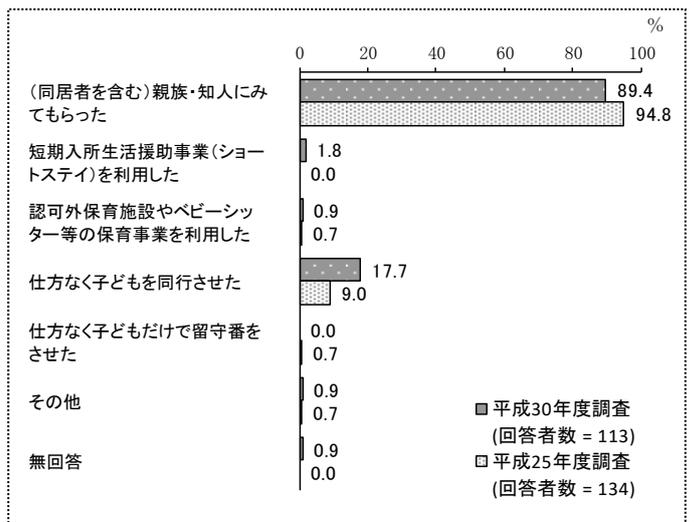
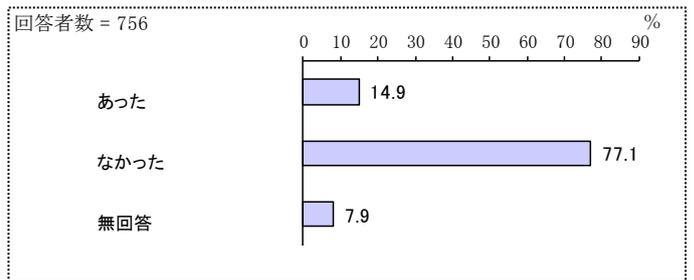


##### ② 就学前児童保護者の宿泊を伴う一時預かり等の有無

「あった」の割合が14.9%、「なかった」の割合が77.1%となっています。

宿泊を伴う一時預かり等があった人のうち「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が89.4%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が17.7%、「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」の割合が1.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「仕方なく子どもを同行させた」の割合が増加しています。一方、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が減少しています。

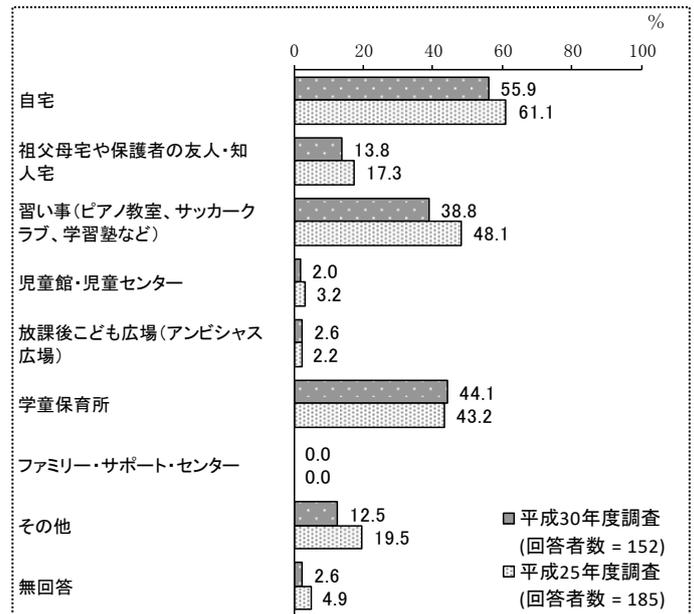


## (5) 小学校就学後の過ごし方について

### ① 就学前児童保護者の小学校就学後(低学年)の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 55.9%と最も高く、次いで「学童保育所」の割合が 44.1%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が 38.8%となっています。

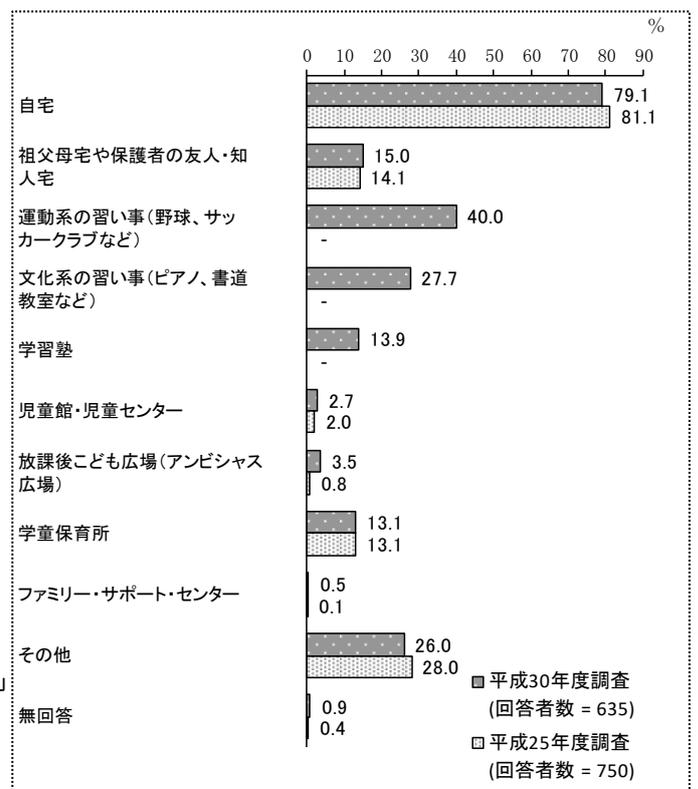
平成 25 年度調査と比較すると、「自宅」、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。



### ② 小学生の保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 79.1%と最も高く、次いで「運動系の習い事(野球、サッカークラブなど)」の割合が 40.0%、「文化系の習い事(ピアノ、書道教室など)」の割合が 27.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。



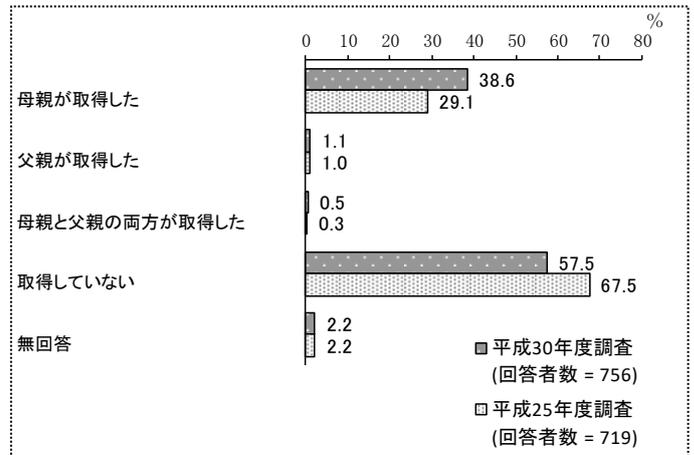
※「運動系の習い事(野球、サッカークラブなど)」、「文化系の習い事(ピアノ、書道教室など)」は平成 25 年度調査では「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」、「学習塾」は平成 30 年度調査で新たに追加した。

## (6) 育児休業制度の利用状況について

### ① 就学前児童保護者の母親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が 57.5%と最も高く、次いで「母親が取得した」の割合が 38.6%、「父親が取得した」の割合が 1.1%となっています。

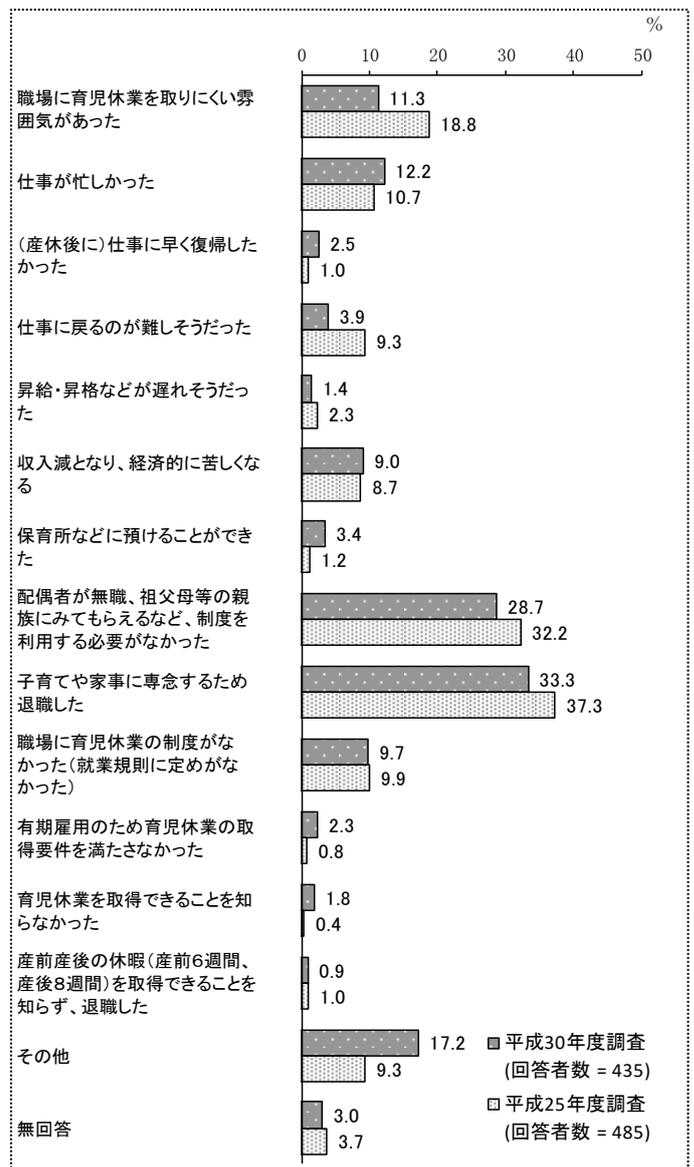
平成 25 年度調査と比較すると、「母親が取得した」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



### ② 就学前児童保護者の母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 33.3%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が 28.7%、「仕事が忙しかった」の割合が 12.2%となっています。

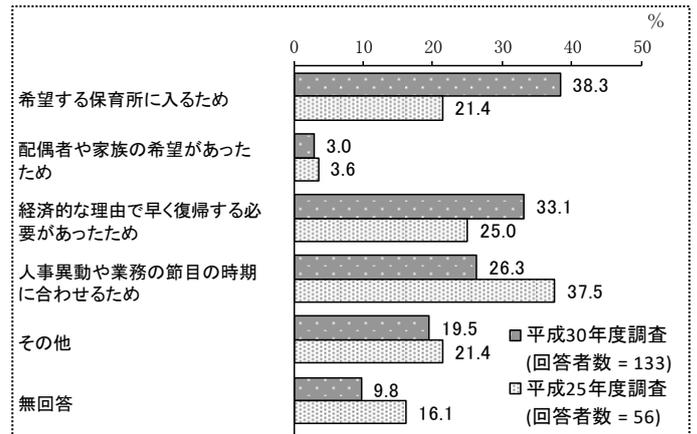
平成 25 年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が減少しています。



### ③ 就学前児童保護者の育児休業後の復職時期を希望より早くした人

「希望する保育所に入るため」の割合が38.3%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」の割合が33.1%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が26.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「希望する保育所に入るため」、「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」の割合が増加しています。一方、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が減少しています。



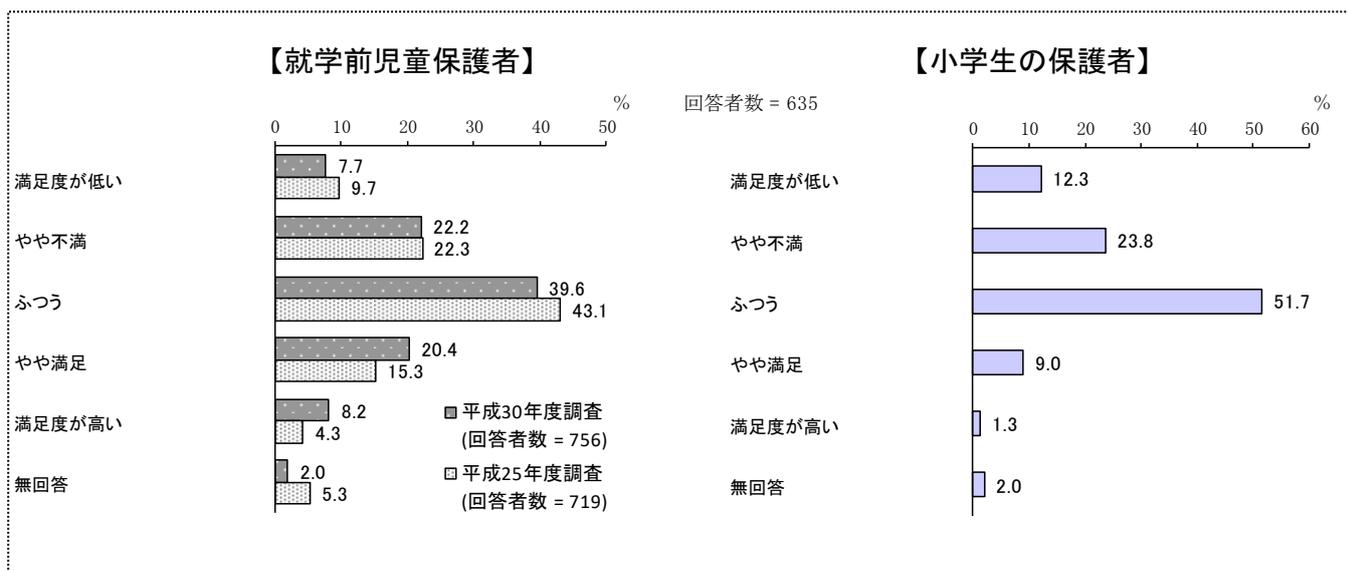
## (7) 子育て全般について

### ① 地域における子育ての環境や支援の満足度

就学前児童保護者では、「ふつう」の割合が 39.6%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が 22.2%、「やや満足」の割合が 20.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が増加しています。

小学生の保護者では、「ふつう」の割合が 51.7%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が 23.8%、「満足度が低い」の割合が 12.3%となっています。



## ② 子どもと外出する際に困ったこと

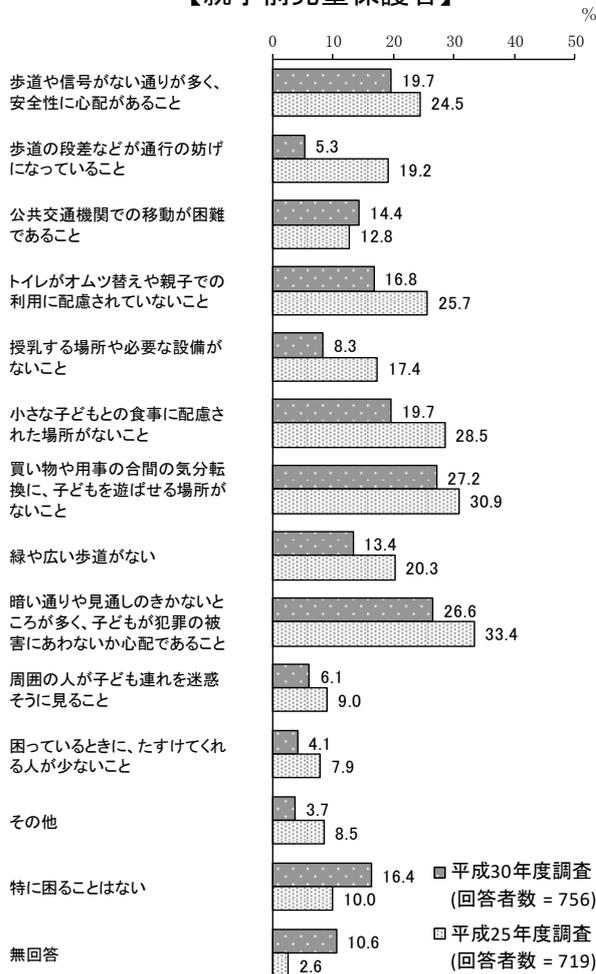
就学前児童保護者では、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が 27.2%と最も高く、次いで「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が 26.6%、「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配があること」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」の割合が 19.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「特に困ることはない」の割合が増加しています。一方、「歩道の段差などが通行の妨げになっていること」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」、「授乳する場所や必要な設備がないこと」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」、「緑や広い歩道がない」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が減少しています。

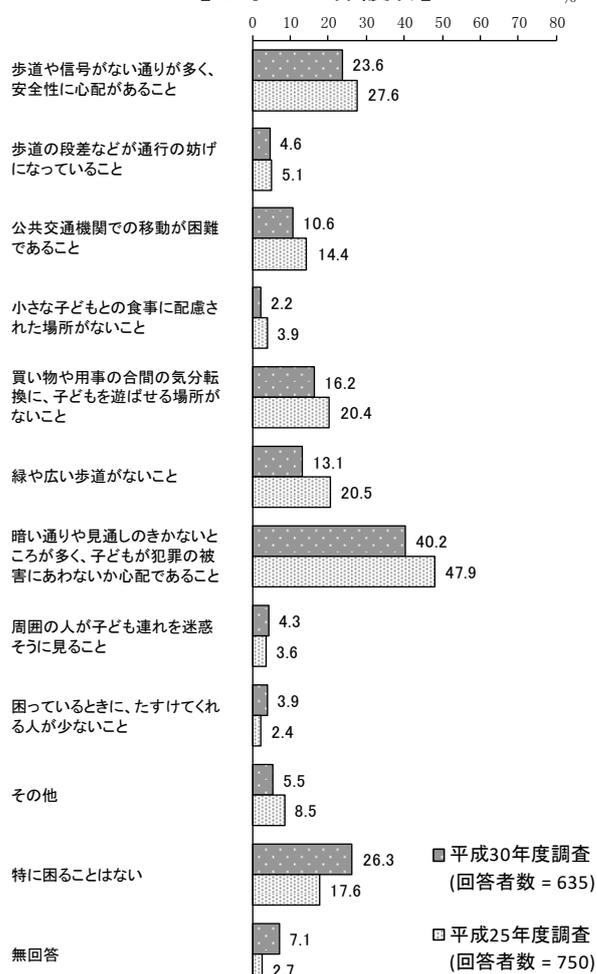
小学生の保護者では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「特に困ることはない」の割合が 26.3%、「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配があること」の割合が 23.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「特に困ることはない」の割合が増加しています。一方、「緑や広い歩道がないこと」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が減少しています。

【就学前児童保護者】



【小学生の保護者】



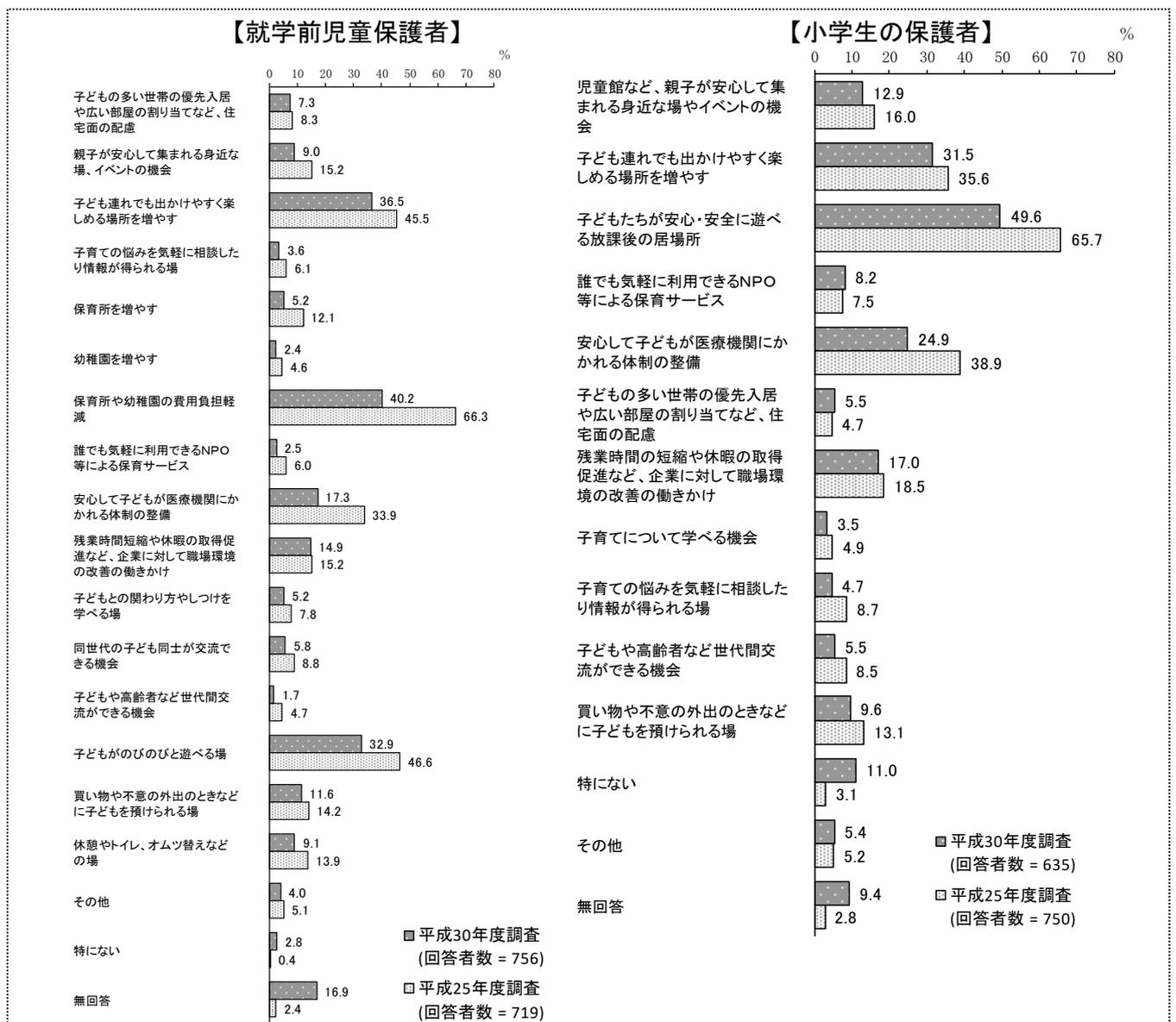
### ③ 子育てをしやすくなる取組

就学前児童保護者では、「保育所や幼稚園の費用負担軽減」の割合が 40.2%と最も高く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」の割合が 36.5%、「子どもがのびのびと遊べる場」の割合が 32.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会」、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」、「保育所を増やす」、「保育所や幼稚園の費用負担軽減」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」、「子どもがのびのびと遊べる場」の割合が減少しています。特に前回調査でも、最も割合が高かった「保育所や幼稚園の費用負担軽減」は大きく減少しています。

小学生の保護者では、「子どもたちが安心・安全に遊べる放課後の居場所」の割合が 49.6%と最も高く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」の割合が 31.5%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」の割合が 24.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。一方、「子どもたちが安心・安全に遊べる放課後の居場所」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」の割合が減少しています。



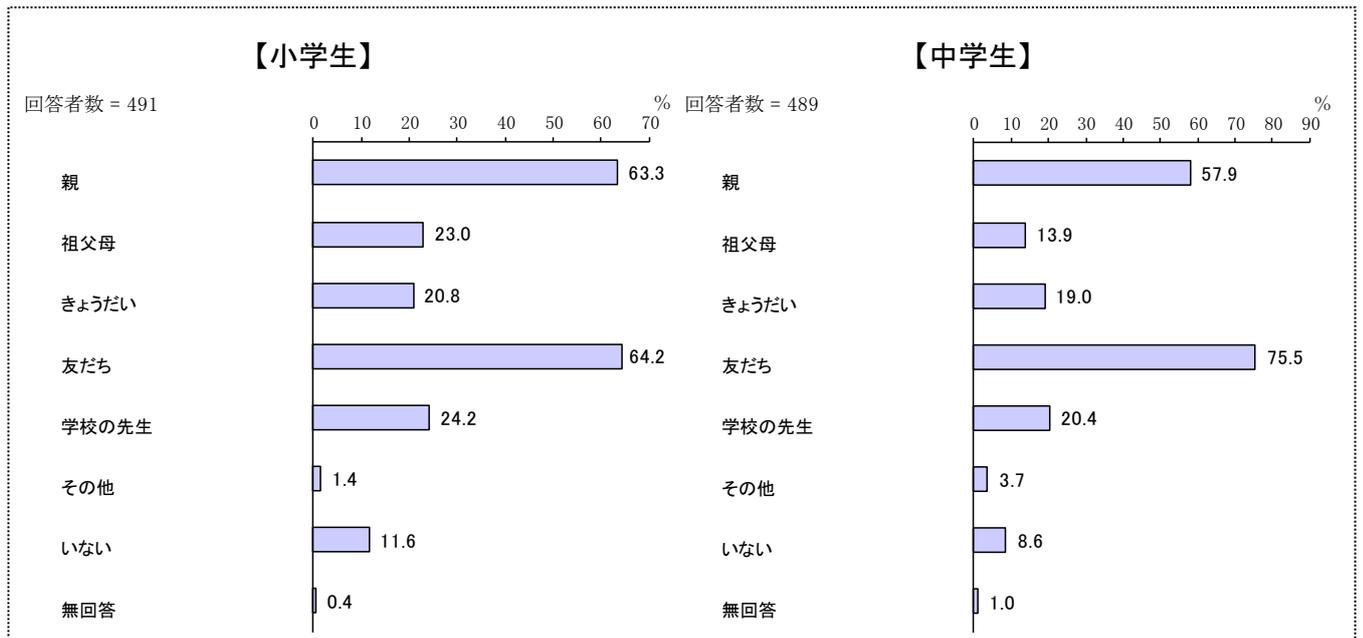
## 【小学生・中学生のアンケート】

### (1) 日常生活について

#### ① 相談できる人の有無

小学生では、「友だち」の割合が 64.2%と最も高く、次いで「親」の割合が 63.3%、「学校の先生」の割合が 24.2%となっています。

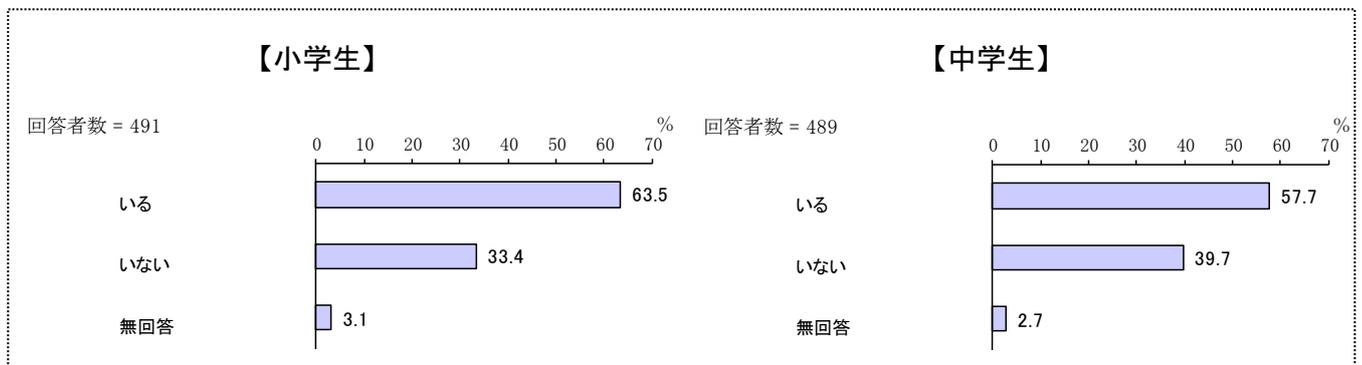
中学生では、「友だち」の割合が 75.5%と最も高く、次いで「親」の割合が 57.9%、「学校の先生」の割合が 20.4%となっています。



#### ② 近所に話ができる大人がいるかどうか

小学生では、「いる」の割合が 63.5%、「いない」の割合が 33.4%となっています。

中学生では、「いる」の割合が 57.7%、「いない」の割合が 39.7%となっています。



### ③ 近所における、話ができる大人の有無別の自己肯定感

小学生では、自分のことが好き(とてもあてはまる、だいたいあてはまる)の割合が 61.7%、中学生で 68.7%となっています。近所に話ができる大人がいるかどうかが子どもの自己肯定感と関係があり、近所に話ができる大人がいない子どもほど、自己肯定感が低い傾向にあることがわかりました。

#### 《 小学生 》

単位:%

区分		有効回答 数(件)	自分のことが好きかどうか				
			とてもあてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
近所における話ができる大人の有無	いる	312	16.0	48.7	29.8	5.1	0.3
	いない	164	9.1	46.3	31.7	12.8	—

#### 《 中学生 》

単位:%

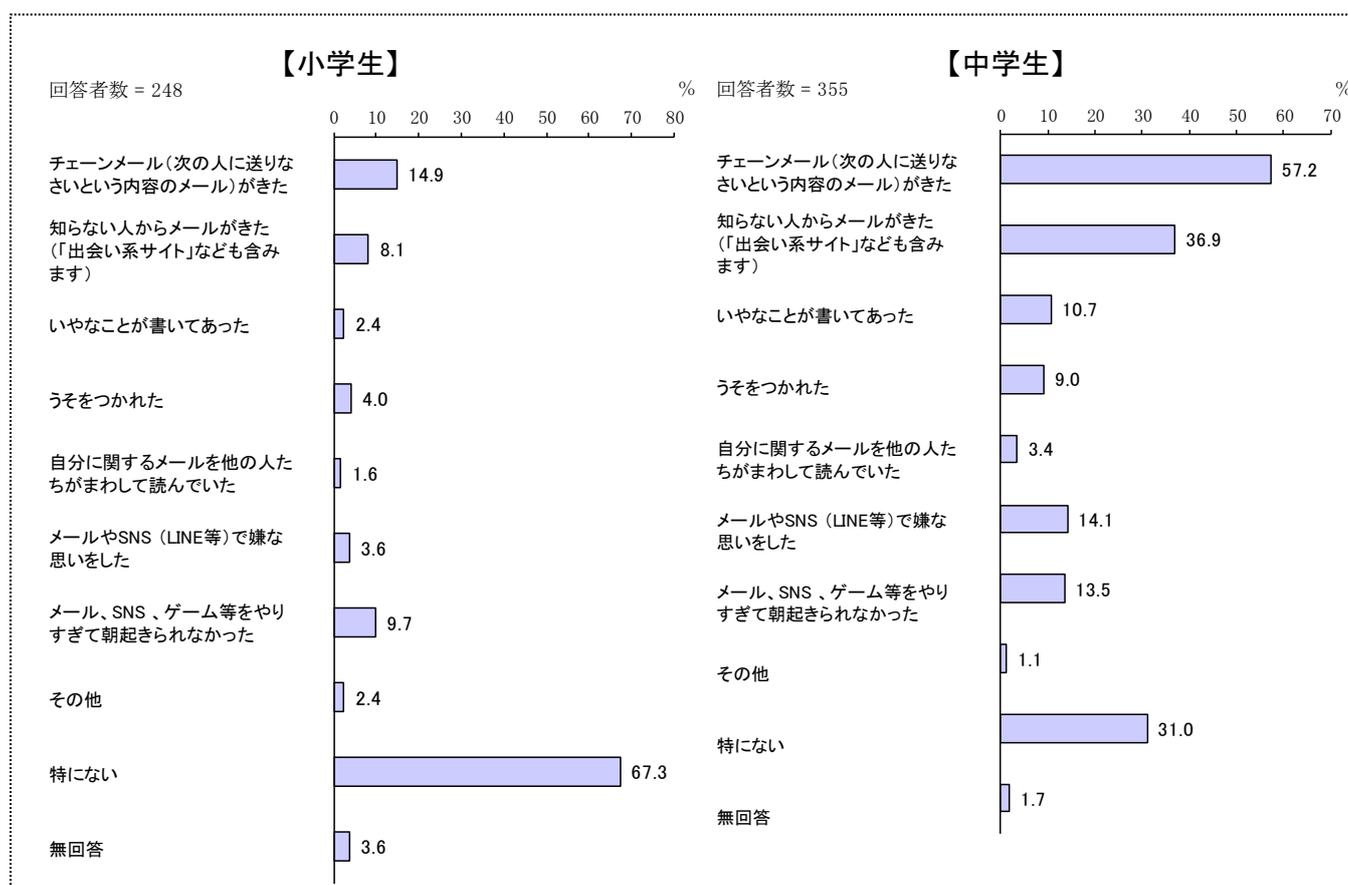
区分		有効回答 数(件)	自分のことが好きかどうか				
			とてもあてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
近所における話ができる大人の有無	いる	282	12.8	44.7	34.0	8.5	—
	いない	194	7.7	30.4	42.8	19.1	—

## (2) 携帯電話やパソコンの利用について

### ① 携帯電話のメールやLINE等の利用でトラブル等の経験をした割合について

小学生では、「特にない」の割合が 67.3%と最も高く、次いで「チェーンメール(次の人に送りなさいという内容のメール)がきた」の割合が 14.9%、「メール、SNS、ゲーム等をやりすぎて朝起きられなかった」の割合が 9.7%となっています。

中学生では、「チェーンメール(次の人に送りなさいという内容のメール)がきた」の割合が 57.2%と最も高く、次いで「知らない人からメールがきた(「出会い系サイト」なども含みます)」の割合が 36.9%、「特にない」の割合が 31.0%となっています。



## 【高校生ヒアリング】

### 生き生き生きてきた時間

自分のしたいことが見つかったとき	さかんなコミュニケーション	時間や責務といった縛りが無いときに個性を伸ばす時間
地域の行事に知り合いや友人と一緒にいったこと	自分と違う意見をきける	好きなことをしている 個性の表現
小学校の屋休みに、めだかのエサやりをしたり、タイヤで遊んだりした	絵を描いているとき	いろいろな体験をしていること
人とのつながりの中での活動	自由な時間がたくさんある	地域の人の交流
小学校の運動会	多くの仲間がいること	秘密基地をつくった
自分の得意なことをする	好きなことを語り合う時	仲間がいること、友だちと遊んでいる時
できなかったことができるようになった時、努力が実った時	一生懸命、目標に向かって仲間と高め合った	柔道、剣道、遊びを両立している時
毎日笑顔で生活している	自分と同じ年の友だちだけでなく、いろいろな年の友だちと遊んだ	自分の信じる力や考えを貫き通す

**いきいき共通する“キーワード”**  
 『地域との交流や仲間がいること』  
 『できなかったことができるようになる』

### どんなまちがうれしい？

遊ぶ場所があれば子どもが生き生きできる	困ったときにいつでも助け合えるまち	治安がよい、犯罪のないまち
交通の便がよい	社会での体験を通じて学ぶ	子どもたちが過ごしやすく、安心して遊べるまち
自分の努力、仲間の支えで物事を達成する	お人好しなまち	安心して安全な遊び場所があるまち
思いやりに包まれた社会	みんなが交流できるまち	楽しく勉強ができる (一味ちがった教育)
日々新しい体験ができるまち	『安心して遊べるまち』	『みんなが交流できるまち』
積極的に異文化と触れ合える機会	『大事なことを学べる機会』	人や社会の関係を緊密に
休日は公園が子どもたちであられる	子どもと高齢者の交流	個人の考えを理解してくれる
自分の考えを相手に素直に伝えられる	常識が学べ、多様な経験のできるまち	本当に大事なことを教えてくれるまち
友だちができる場所があり、交遊関係が広がる	子どもと高齢者のバランス	ニーズに合わせた環境づくり
		大人への教育

**共通する“キーワード”**  
 『安心して遊べるまち』  
 『みんなが交流できるまち』  
 『大事なことを学べる機会』

# 【子育て支援者ヒアリング】

**第1部 強みの発見・再確認!**

近くに子育てサロンがある  
子どもが安心、安全に遊べる場所がある  
地域力がある

広い視野をもって、切れ目のない活動ができる  
安心できる場所→笑顔  
子どもが生きやすい古賀  
高齢者が元気  
現場を知っていること

子育て情報誌をママ目線で発行している  
笑顔が一番  
思いをもった大人の存在

子どもの主体性  
子育て当事者であること(地域も含めて)  
自然が豊かな

古賀市の理解、サポートが大切  
自分たちがいやされながら楽しめる

子どもも支援者も共に育つ  
コミュニティの中心に「子ども」を据えている  
立地がよい(自然、交通)

エンパワーメントできる支援  
子どもたちのために自分たちのできることを楽しみながらやっている  
人、地域とのつながり

目配り、気配りを大切にした支援  
同じ目的をもって活動できる仲間がいる  
公民館が居場所になるように工夫する

**共通する“キーワード”**  
『地域力があること』  
『思いをもった大人がたくさんいること』

**第2部 未来をイメージ!**

自分たちの住んでいる所に愛着がもてるまち  
私たちの声が届く古賀市へ  
ママの笑顔は子どもの笑顔

安心して子育てできる地域  
ママが住みたいと思うまちに

“ありがとう”の声かけ、認め合う  
子どもが産みたくなるまち  
子どもが遊びに来たくなるまち

子育て支援はまちづくり  
子どもがいきいきと育つことができる地域  
笑顔で、元気な子どもがいる

豊かな自然の中でたくましく育った古賀っ子であってほしい  
『ママの笑顔、子どもの笑顔が大切』  
『思いやりがあふれるまち』  
『子育て支援は地域でおこなう』  
子どもの個性を伸ばし、尊重する親がいる

“にこにこ”になるまち  
子どもの個性を伸ばし、尊重する親がいる

思いやりのまち  
声をあげる人がたくさんいる地域  
成長し続ける地域  
子育てを理解している大人がいる

余裕のある大人が増えるまち  
子どもを見守り、さまざまな人が交流する地域

やさしく、元気で何にでもチャレンジできる子どもがいる  
助け合う地域、つながる地域、安心して遊べる地域

**第3部 じゃあ、どうする?**

だれでも自由に公民館を利用できる仕組みづくり  
寺子屋での学習支援(異年齢のつながり)  
子どもの意見が尊重されるまち(子どものまちづくり会議)

子ども会、育成会の活動の充実

公民館を今より開放する  
地域で子どもが遊んで、育ち支える環境づくり  
子どもの居場所(子ども食堂等)  
自由な時間があったらいいね

悩みが共有できる場  
子どもが直接相談や意見が気軽に言える場所

支援者の横のつながりをつくる  
対話の場をつくる  
第1歩はママから

研修制度(学ぶ場)をつくる  
ママサポーターがきたらいいね

『地域での交流機会の充実』  
『大人の学びの場』  
『地域の支援者同士の連携』  
出産前後のママ、赤ちゃんサポート  
心のケア・家事支援

「おでかけハンドブック」の子ども版  
親子の居場所の今以上の充実

自然の中で子どもたちが遊べる場所、プレーパークの充実  
子ども同士の交流の場

ボール遊びがいっぱいできる広場  
子どもの育ちのそそぐを共有する  
大人が学ぶ場

サイクリングコースがあれば  
コミセンがあったら  
市の広報・情報誌の統一  
福祉施設(高齢者との交流、子どもボランティア)

親子で楽しめるキャンプ場  
教育費を考える  
アウトリーチ(高齢者、子育て中の母親など外へ出てこられない方への支援の継続)

0~18歳までの子育てセンター

## 4 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

第1期事業計画の実績・評価をはじめ、ニーズ調査の結果を踏まえ、古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題を基本目標ごとに整理しました。また新たな課題として 5.「子育てを支える地域づくり」を追加し、整理しました。

### 基本目標1. 子どもの健やかな育ちのための支援 からの課題

小学生・中学生のアンケート調査において、「相談できる人がいない」と回答した人が1割程度いることが分かりました。子どもの健やかな心の育ちには、子どもの気持ちに寄り添い、その子どもに合った関わりが重要です。

また、加速化しているテクノロジーの進歩とそれに伴う社会変化の中で、ネット依存、ネット被害、SNSによるトラブルなどの問題も生じています。小学生・中学生のアンケート調査では、携帯電話のメールやLINE等の利用でトラブル等の経験をした割合について、「特になし」の割合が、小学生は7割弱、中学生は3割となっており、何らかのトラブルが発生した子どもがいることから、情報を主体的に選択し正しく利用できるよう、メディアリテラシー教育及び情報モラル教育が重要です。

就学前及び小学生の保護者アンケート調査では、子育てをしやすくなる取組として、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」「子どもがのびのびと遊べる場」「子どもたちが安心・安全に遊べる放課後の居場所」など、子どもの安心・安全な居場所を求める声が多くなっています。子どもの居場所づくりとしては、市内各中学校区に児童館を整備しているほか、全ての小学校区に放課後子供教室を設置しておりますが、学童保育と連携した活動の推進をはじめ、引き続き、身近な地域の中で安心・安全な子どもの居場所づくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性や社会性を身に付け「生きる力」を育み、社会の一員として自立できるよう、様々な体験ができるよう子どもの体験活動を充実させていく必要があります。

## 基本目標2. いきいきと子育てができる環境づくり からの課題

少子化や核家族化の進行により、家庭における子育て機能の低下が課題となっていることから、保護者の子育て力を高めていく取組が必要です。また、就学前保護者のアンケート調査では、「相談できる相手がいない」の方が一定数いることが判明したことから、相談機関の周知徹底をはじめ相談しやすい取組を推進すること、さらに保護者同士のつながりや仲間づくりを支援していくことが大切です。

本市では、平成31年4月に、妊娠期から乳幼児期までにかかる相談を受け付けるワンストップ窓口として「子育て世代包括支援センター KuRuKuRu」を開設しました。子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、子育て世代包括支援センター KuRuKuRu を核として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制をさらに充実させていくことが重要です。

また、子育て支援事業について、認知度の低い事業や「これまでに利用したことがある(利用度)」よりも「今後利用したい(希望度)」が高くなっている事業もあることから、子育て支援に関する情報提供の充実を図り、気軽に確実に利用できるよう支援することが必要です。

子育てのあらゆる場面において、不安とストレスを抱えている保護者が増加している中、身体的、精神的、社会的、経済的等の様々な要因により、わが子を虐待してしまう親の増加が全国的にも大きな問題となっています。

宗像児童相談所における古賀市の児童相談の内、児童虐待に関する相談が全体の27%(29年度実績)を占めており、引き続き、児童虐待に対して、適切な保護及び支援を実施していく必要があります。また、児童虐待は、発生予防の観点が大切であり、早期発見・早期対応をしていくことが極めて重要であるため、関係機関との連携を強化していく必要があります。

### 基本目標3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり からの課題

経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす、いわゆる子どもの貧困が大きな社会問題となっており、生活困窮家庭においては、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっています。

本市では、平成 30 年度に子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「古賀市子どもの未来応援プラン」を策定しました。子どもの貧困問題は、経済的な課題が一つの要因になっていますが、保護者の養育課題や子どもとのコミュニケーション不足等、さまざまな要因が絡むことにより課題が大きくなっていることがあります。「古賀市子どもの未来応援プラン」に基づき、【教育支援】【生活支援】【保護者に対する就労支援】【経済的支援】を柱として、子どもやひとり親家庭をはじめとした保護者に対し、各支援事業の連携した取組を実施することにより、貧困の連鎖を断ち切っていくことが重要です。

また、生活と仕事のバランスにおいて、育児休業の取得率は、国と同様に本市においても、女性は制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率は依然と低いままであることが問題となっています。

就学前保護者のアンケート調査では、希望する保育園等へ入園するために、育児休業後の復職時期を希望より早くした人が多いことが分かり、待機児童の懸念から復職時期を希望より早める保護者が多くなることが予測されます。

今後は、育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、引き続き、待機児童対策を実施し、希望する育児休業期間制度が利用できる環境づくりを進めることが必要です。

さらに、就学前及び小学生保護者のアンケート調査で、子どもと外出する際に困ったこととして、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」と、外出に不安を感じている保護者が多くいることが分かりました。

道路・公園整備や地域での防犯活動に加え、児童生徒への防犯教育も継続して実施するなど、安心して子育てできる環境整備を進めることが必要です。

## 基本目標4. 教育・保育提供体制の充実 からの課題

国の「子育て安心プラン」は、2020年度末までに待機児童の解消を目指としています。本市は、これまでに待機児童ゼロを目指して取り組み、毎年4月時点での待機児童は発生しておりませんが、例年、年度末に向かって待機児童が増加する傾向にあります。

就学前及び小学生保護者のアンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親は前回調査と比較して、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しており、働く母親が増加していることから、潜在的な保育ニーズがみられます。教育ニーズも強くみられており、今後も家庭状況や保護者の就労状況の変化等を踏まえ、定期的な教育・保育施設の提供体制の確保が必要です。

また本市では、これまでも社会情勢を踏まえて、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育等の整備を進めてきました。家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、引き続き、保育サービスを充実させていくことが重要です。

子どもと保護者が安心して生活を送れるよう、教育・保育の「量」の確保は必須です。さらに、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であり、また学童期においては、社会性・協調性が養われる大切な時期でもあることから、教育・保育の「質」の確保も重要で、ハード面・ソフト面の両方を担保できるよう施設・組織体制の充実が必要です。

## 基本目標5. 子育てを支える地域づくり[新規]

小学生及び中学生のアンケート調査で、近所に話ができる大人がいるかどうか、子どもの自己肯定感と関係があり、近所に話ができる大人がいない子どもほど、自己肯定感が低い傾向があることが分かりました。

子どもたちが生き生き過ごし、子育て世帯が今後も古賀市で暮らしたい、古賀市で子育てすることが楽しいと感じられるように、地域全体で子育てを応援していくことは重要です。

本市の強みである地域の子育て支援団体等の活動を最大限に活かせるよう、コミュニティ活動の推進をはじめ、子育て支援団体等の活動を支援するとともに、その活動がつながり広がるような取組が必要です。

また、地域支援者ヒアリング及び高校生ヒアリングでは、「地域」「コミュニティ」「交流」「つながり」等の共通したキーワードが多く見受けられました。

特に高校生ヒアリングでは、「みんなが交流できるまち」「大事なことを学べる機会があるまち」「日々新しい体験ができるまち」「友だちができる場所があり、交友関係が広がるまち」「社会での体験を通じて学ぶまち」……等、子どもたちにとってうれしいまちの姿が明確になりました。このように、大人だけでなく、次世代を担う子どもたちも主体的にまちづくりに参加していく、「子どもたちも地域の担い手である」という視点を取り入れた事業展開が必要です。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

「第1期古賀市子ども・子育て支援事業計画」で掲げた基本理念「子どもが生き生きするまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」を引き続き継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

各施策を実施することで、子どもたちが安全で安心した環境の中で生き生き育ち、子育て家庭が子育てを楽しみ、古賀市に住んでよかったと実感できるまちになることをめざします。



### 子どもが生き生きするまち ～生きる力を育む子育ての「わ」～



#### 「生きる力」とは(文部科学省の定義)

「生きる力」=知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切であり、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ社会全体で育む必要があります。

## 2 基本目標

### 基本目標1. 子どもの健やかな育ちのための支援

#### (1) 子どもの健やかな心の支援

子どもが自尊感情を育むことができるよう、子どもの心に寄り添った支援を継続します。また、子どもが自己肯定感を高められるよう、小さな成功体験ができる取組を促進します。さらに、テクノロジーの進歩とそれに伴う社会環境の変化に対応した、情報リテラシー教育やメディア啓発事業等も充実させます。

#### (2) 子どもの健やかな身体の支援

健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図り、子どもが基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援します。また、個に応じた発達の支援を継続します。

#### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

次世代を担う子どもたちが、グローバル化や多様な社会の中で、豊かな人間性を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、社会の一員として自立できるよう支援します。

### 基本目標2. いきいきと子育てができる環境づくり

#### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センターKuRuKuRuを中心に、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

#### (2) 子育て力向上のための支援

保護者の子育て力の向上を推進するとともに、保護者同士がつながり、仲間づくりや情報交換ができるよう支援することで、子育て家庭の孤立感や不安感の軽減を図ります。

#### (3) 子育て情報提供の充実

必要な方に必要な情報が行き届き、必要な支援が受けられるよう、様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

#### **(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応**

児童虐待が社会的に大きな問題になっていることから、引き続き適切な保護及び支援を実施します。また、児童虐待防止啓発事業を充実させ、子どもの言葉にならない想いを察し、『子どもの声を聴く』ことで、虐待の早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化していきます。

### **基本目標3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり**

#### **(1) 生活支援・経済的支援**

『古賀市子どもの未来応援プラン』と連動させ、事業を推進することで、子育てにおける経済的な負担軽減や生活支援を実施し、子育て家庭にやさしい生活環境づくりに努めます。

#### **(2) ライフ・ワーク・バランスの支援**

生活と仕事のバランス支援に向けた環境づくりのため、広報・啓発活動に努めます。

#### **(3) 安心して外出できる環境の整備**

子ども連れでも安心して出かけられる場所、子どもの遊び場の整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

### **基本目標4. 教育・保育提供体制の充実**

#### **(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保**

保護者の就労希望の増加に伴う保育ニーズの高まりや、幼児教育ニーズの高まりに対し、安心して子育てができるよう「子どもの最善の利益」を優先した適切な提供体制の確保に努めます。

#### **(2) 保育サービスの充実**

家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、保育サービスの充実を図ります。

#### **(3) 教育・保育の向上**

子どもと保護者が安心して生活を送れるよう、教育・保育の「量」「質」を確保するために、施設や組織体制等の充実に努めます。

## 基本目標5. 子育てを支える地域づくり[新規]

### (1) 子育て支援団体の活動推進

家庭をはじめ地域全体で子育てができるよう、地域の子育て支援団体の活動を推進するとともに、支援団体同士がつながり、子育て支援が広がるような取組を推進していきます。

### (2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

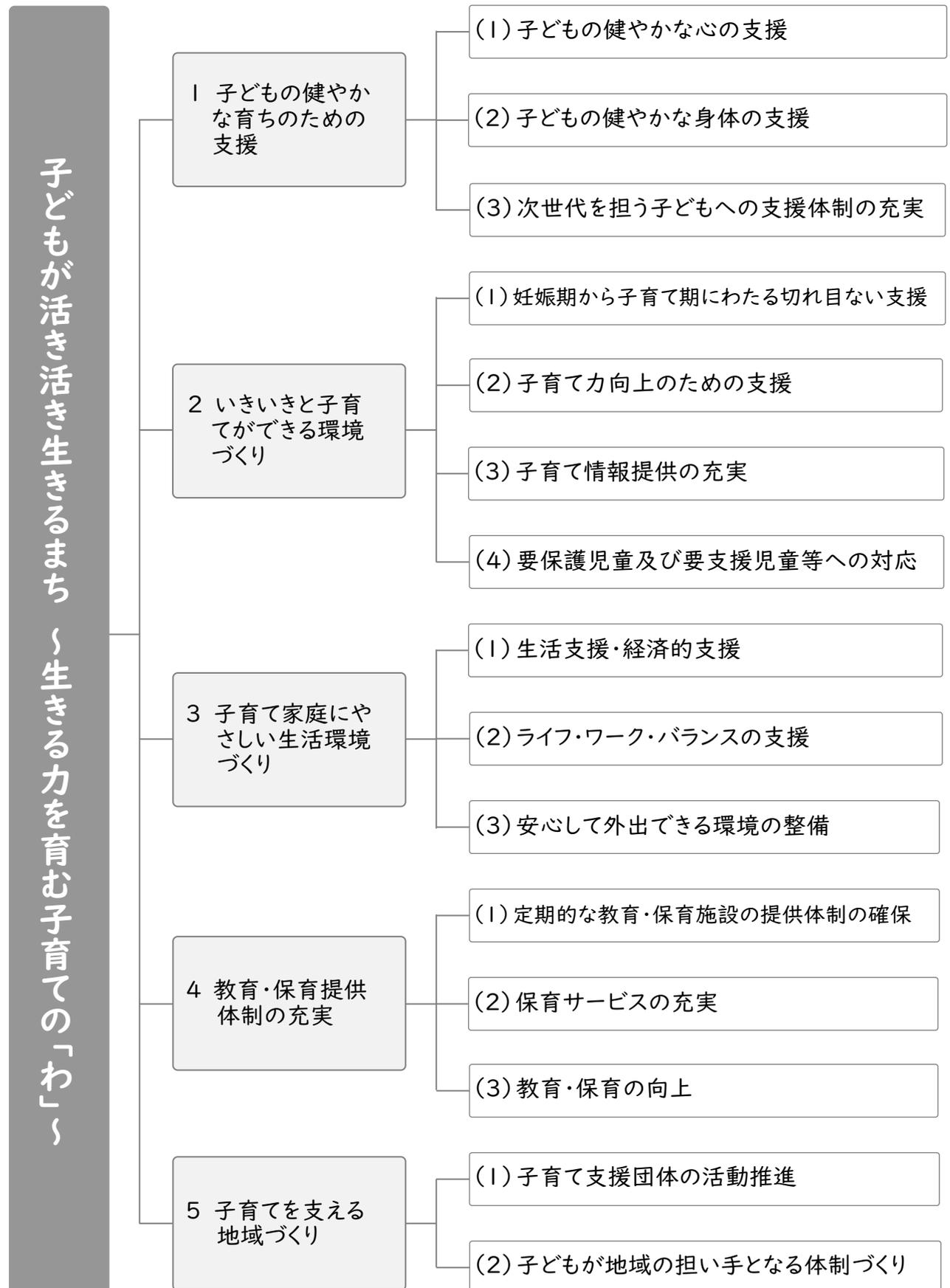
子どもの自主性や社会性を養い、子どもが生きる力を身につけることができるよう、「地域の担い手」としての活動を支援していきます。

### 3 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]





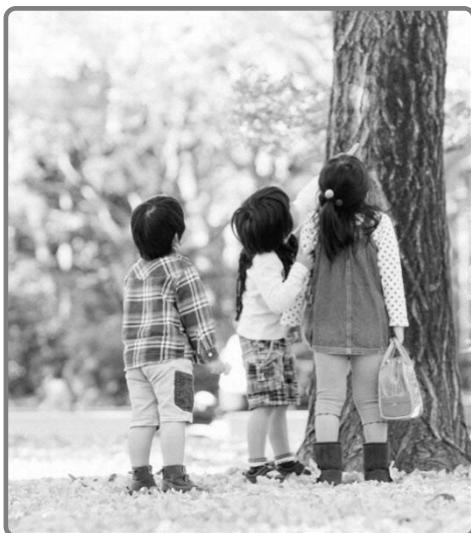
## 第4章

# 施策の具体的な取組

現政策体系にあわせて、事業を整理し掲載しています。  
目的に照らし合わせ、必要な事業であれば新規に追加  
していくことになります。  
逆に、現状に合わない等、事業実施の必要性の薄い事  
業等は、廃止となります。

## 基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちのための支援

### (1) 子どもの健やかな心の支援



子どもが健やかに育つためには、心身ともに安心・安全であることが基本です。子どもが自尊感情を育むことができるよう、子どもの心に寄り添った支援を継続し充実させます。

また、子どもの自己肯定感を高められるよう、子どもの主体性ややり抜く力を育み、小さな成功体験が積める取組を促進します。

さらに、加速しているテクノロジーの進歩と、それに伴う社会変化に対応できるよう、情報リテラシー教育やメディア啓発事業等も充実させます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子どもの居場所づくり	1-1-1	地域子ども居場所づくり事業 ・放課後子供教室事業	青少年育成課
	1-1-2	子ども居場所提供事業	青少年育成課
心の相談支援	1-1-3	心の教室相談事業	学校教育課
児童生徒生活環境の改善	1-1-4	児童生徒生活環境改善事業 ～スクールソーシャルワーカー事業～	学校教育課
乳幼児親子交流の推進	1-1-5	乳幼児絵本との出会い促進事業 ～ブックスタート事業～ ・メディア啓発事業	子育て支援課

## (2) 子どもの健やかな身体の支援

保護者をはじめ、子どもたちにも、健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図り、基本的な生活習慣を身に付け、生活習慣病の予防に努めます。

さらに、子どもの個に応じた発達の支援を継続し充実させます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
健康づくりの啓発	1-2-1	家族健康づくり事業 ・家族コツコツ(骨骨)健康づくり事業	予防健診課
食育の推進	1-2-2	食生活改善推進事業 ・親子クッキング事業	予防健診課
スポーツ活動の促進	1-2-3	子ども体力づくり推進事業	生涯学習推進課
	1-2-4	スポーツ活動支援事業	生涯学習推進課
小学生の健康管理	1-2-5	就学時健康診断事業	学校教育課
子どもの発達支援	1-2-6	子ども発達相談事業	子育て支援課

### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子どもたち自らの将来の捉え方にも大きな変化をもたらしています。子どもたちが希望をもって、自立的に自分の未来を切り開いて生きていくために、豊かな人間性や社会性を身に付け「生きる力」を育むことができるよう、様々な体験ができるような取組を推進します。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
キャリア教育	1-3-1	小学生キャリア教育	学校教育課
職業体験学習	1-3-2	中学生職業体験学習事業	学校教育課
青少年活動の推進	1-3-3	子ども自立支援事業 ～スタンドアローン(一人で立つ)支援事業～	隣保館
人権教育・啓発	1-3-4	地域人権啓発事業 ・じんけん平和教室	隣保館
	1-3-5	地域人権啓発事業 ・異文化交流教室(ひだまりパスポート)	隣保館
読書活動の促進	1-3-6	視聴覚資料利用促進事業 ・子ども映画会事業	図書館
	1-3-7	読み聞かせ促進事業 ・おはなし会事業	図書館
	1-3-8	読み聞かせ促進事業 ・セカンドブック事業	図書館
	1-3-9	読書活動促進事業 ・読書ノート事業	図書館
文化芸術の振興	1-3-10	文化芸術人材育成事業 ・アートバス事業	文化課
歴史文化の普及	1-3-11	自然史歴史教養向上事業 ・子ども自然史・歴史講座	文化課
	1-3-12	小・中学生郷土史教育事業 ・教育普及業務	文化課
	1-3-13	小・中学生郷土史教育事業 ・歴史資料館れきし体験パスポート	文化課
	1-3-14	自然史歴史教養向上事業 ・子ども考古学部	文化課

## 基本目標 2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を充実させていきます。

とりわけ、産後うつをはじめ、産後に何らかの不調を経験している産婦の割合が高いことから、産前・産後をトータル的に支援する取組を強化し推進していきます。

また、乳幼児健康診査を行い、月齢・年齢に応じた児童の発達状況や健康状態を把握し、早期支援につなげます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
妊娠期保健の推進	2-1-1	妊娠期健康増進事業 ・妊婦教室・相談事業	子育て支援課
	2-1-2	妊婦健康診査事業	子育て支援課
子育て家庭の支援	2-1-3	乳児家庭全戸訪問等事業 ・あかちゃん訪問事業	子育て支援課
乳幼児期保健の推進	2-1-4	離乳食指導事業	子育て支援課
	2-1-5	乳幼児健康診査事業	子育て支援課
感染症の対策	2-1-6	小児予防接種事業	予防健診課
子育ての相談支援	2-1-7	乳幼児親子相談・交流事業	子育て支援課

## (2) 子育て力向上のための支援

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをとりまく環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下が心配されます。

子育て中の保護者がもてる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てができるよう、相談体制を充実させます。

また、子育てに関する講座等の学ぶ場を提供するとともに、さまざまな機会を通じて保護者の子育てに関する知識の向上を図ります。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
食育の推進	2-2-1	食生活改善推進事業	予防健診課
家庭・地域教育の支援	2-2-2	家庭教育啓発事業	生涯学習推進課
育児力の向上	2-2-3	乳児母子支援講座事業 ～IPPO プログラム事業～	子育て支援課
読書活動の促進	2-2-4	読書活動促進事業	図書館
児童の権利擁護	2-2-5	家庭児童相談支援事業	子育て支援課

### (3) 子育て情報提供の充実

子育て支援事業等、様々な事業を実施しているにもかかわらず、情報が行き届いていない現状を踏まえ、子育て世帯が知りたい情報を適時に提供できるように、積極的かつ効果的な情報提供に努めます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子育て情報発信の充実	2-3-1	子育て情報発信事業	子育て支援課
	2-3-2	子育て情報発信事業 ・子育て情報誌「こもこも」	子育て支援課
	2-3-3	青少年育成活動情報発信事業	青少年育成課

#### (4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

児童虐待は、児童の身体的な影響に加え、心の発達や人格の形成にも深刻な影響を及ぼし、社会的に自立が困難になる場合があることが指摘されています。

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化を背景に、地域の中で子育ての不安や負担を一人で抱え孤立している保護者がいることが考えられるため、相談体制を強化するとともに、相談できる場所・機関等の周知を徹底していきます。

また、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を行うとともに、子ども家庭総合拠点の充実を図り、地域や関係機関等が連携して児童虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組み、子どもが安心して生活できるまちづくりを推進します。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
児童の権利擁護	2-4-1	要保護児童等対策支援事業 ・啓発事業	子育て支援課
	2-4-2	要保護児童等対策支援事業 ・相談事業	子育て支援課
	2-4-3	家庭児童相談支援事業	子育て支援課
子育て家庭の訪問支援	2-4-4	乳児家庭全戸訪問等事業 ・養育支援家庭訪問事業	子育て支援課
青少年の相談支援	2-4-5	青少年相談事業	青少年育成課
人権教育・啓発	2-4-6	人権教育事業 ・人権教育・啓発の推進事業	人権センター

## 基本目標 3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

### (1) 生活支援・経済的支援

安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、子育てに関する経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定を支援します。また、発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続します。

さらに、医療的ケアが必要な児童や外国籍児童への支援を検討します。

また、子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育の充実を図ります。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
出産の支援	3-1-1	助産施設入所管理事業	子育て支援課
乳幼児期保健の推進	3-1-2	未熟児養育医療費用負担軽減事業	子育て支援課
子育て世帯の経済的支援	3-1-3	子育て世帯経済的支援事業 ・児童手当	子育て支援課
	3-1-4	私立幼稚園就園支援事業	子育て支援課
	3-1-5	子ども医療費用負担軽減事業	市民国保課
子育ての支援	3-1-6	緊急時児童一時入所支援事業 ・ショートステイ事業	子育て支援課
就学の支援	3-1-7	特別支援教育就学奨励費支給事業	学校教育課
	3-1-8	就学援助事業	学校教育課
	3-1-9	中学生制服等再利用支援事業	学校教育課
進学支援	3-1-10	高等学校等進学費用負担軽減事業	学校教育課
ひとり親家庭の自立支援	3-1-11	ひとり親家庭等経済的支援事業 ・児童扶養手当	子育て支援課
	3-1-12	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子育て支援課
	3-1-13	母子父子家庭自立支援給付金事業	子育て支援課

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
ひとり親家庭の自立支援	3-1-14	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課
	3-1-15	ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業	市民国保課
障害者の生活支援	3-1-16	障害者経済的支援事業 ・特別児童扶養手当	子育て支援課
	3-1-17	重度障害者医療費用負担軽減事業	市民国保課
	3-1-18	障害者経済的支援事業	福祉課
障害者交流活動の推進	3-1-19	障害者交流活動支援事業	福祉課
障害者サービス給付	3-1-20	障害者地域生活支援事業 ・日中一時支援事業	福祉課
障害者の相談支援	3-1-21	障害者相談事業	福祉課

## (2) ライフ・ワーク・バランスの支援

産業・経済の構造変化や個人の多様な価値観から、雇用の多様化・流動化等により、就業率が増加しています。長時間労働の是正や短時間勤務の導入、有給休暇取得及び育児休業取得の促進、復職支援等、働き方改革の実現により、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進します。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子育ての支援	3-2-1	子育て相互援助事業 ～ファミリー・サポート・センター事業 ～	子育て支援課
男女共同参画意識の向上	3-2-2	男女共同参画啓発事業	コミュニティ 推進課
就労の支援	3-2-3	職業紹介事業	商工政策課

### (3) 安心して外出できる環境の整備

子どもがのびのびと安全に遊ぶことができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を検討します。また、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

また、地域ぐるみで防犯活動を推進し、地域全体の防犯意識を高め、犯罪のない安全な地域づくりを進めるとともに、子どもや子どもを連れた保護者が安心して外出できるまちづくりを進めます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
青少年問題の対策	3-3-1	青少年有害環境浄化事業	青少年育成課
児童生徒の安全確保	3-3-2	小中学生安全情報配信事業	学校教育課
交通安全の啓発	3-3-3	交通安全対策事業	総務課
防犯体制の充実	3-3-4	安全安心まちづくり推進事業	総務課
公園の管理	3-3-5	公園管理	都市計画課
道路網の整備	3-3-6	道路舗装改良事業	建設課

## 基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

### (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

共働き世帯の増加などに伴い保育ニーズが高まっていることから、需要量と供給量のバランスを考慮した上で、既存施設の有効活用や地域型保育事業の設置等も考慮しつつ、適切な提供体制の確保に努めます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
公立保育所保育	4-1-1	公立保育所管理運営事業	子育て支援課
私立保育所保育	4-1-2	私立保育園運営支援事業	子育て支援課
	4-1-3	私立保育園整備支援事業	子育て支援課
幼児教育の支援	4-1-4	私立幼稚園運営支援事業	子育て支援課
	4-1-5	認定こども園運営支援事業	子育て支援課
	4-1-6	認定こども園整備支援事業	子育て支援課

## (2) 保育サービスの充実

就労形態の多様化に伴う保育ニーズを十分に踏まえ、引き続き一時預かり保育、休日保育等に係る保育サービスの充実を図るとともに、保育人材の確保などの取組を推進します。学童保育と放課後子供教室事業を一体的に実施していきます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
学童保育所保育	4-2-1	学童保育所管理運営事業 ・学童保育事業	青少年育成課
保育ニーズの対応	4-2-2	延長保育事業	子育て支援課
	4-2-3	休日保育事業	子育て支援課
	4-2-4	病後児保育事業	子育て支援課
	4-2-5	保育所一時預かり事業	子育て支援課

### (3) 教育・保育の向上

乳幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、子どもの五感を使った体験を推進させるなど、豊かな遊びを通じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

また、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた力（生きる力）をより一層育みます。

さらに、幼稚園・保育所等・小学校との連携を強化し、スムーズに小学校に適應できるよう取り組みます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
公立保育所保育	4-3-1	公立保育所管理運営事業 ・要支援児童加配事業	子育て支援課
私立保育所保育	4-3-2	私立保育園運営支援事業 ・要支援児童加配事業	子育て支援課
幼児教育の支援	4-3-3	私立幼稚園運営支援事業 ・要支援児童加配事業	子育て支援課
学童保育所保育	4-3-4	学童保育所管理運営事業 ・要支援生徒加配事業	青少年育成課
学習環境づくりの支援	4-3-5	少人数指導推進事業	学校教育課
	4-3-6	小学校適應促進補助員配置事業	学校教育課
学力の向上	4-3-7	学習支援事業 ～学習支援アシスタント事業～	学校教育課
不登校児童生徒の支援	4-3-8	不登校児童生徒学校生活適應支援事業	学校教育課
特別支援教育の推進	4-3-9	特別支援教室事業	学校教育課
	4-3-10	特別支援教育事業 ～特別支援教育支援員配置事業～	学校教育課
	4-3-11	通級指導教室事業	学校教育課
外国語教育の促進	4-3-12	外国語教育促進事業	学校教育課
学校運営管理	4-3-13	日本語対応支援事業	学校教育課
教職員指導力の向上	4-3-14	教職員研修活動支援事業	学校教育課
環境適應の支援	4-3-15	学級人間関係づくり支援事業	学校教育課
部活動の活性化	4-3-16	部活動指導等支援事業	学校教育課
進学支援	4-3-17	高等学校等中途退学問題対策事業	学校教育課

## 基本目標5 子育てを支える地域づくり

### (1) 子育て支援団体の活動推進

想いをもちて子育て支援に携わっておられる個人や団体の存在は、本市の強みとなっています。さらなる強みを生かせるよう、子育て支援団体等の活動を推進します。

また、各活動がつながり広がるように、学校やリーバスプラザ古賀等の公共施設をはじめ、地域の公民館を活用できるよう支援します。

これらの活動が広がる中で、子育てが「我が事」として、地域全体で子育てができるよう取り組みます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
地域コミュニティ活動の推進	5-1-1	校区コミュニティ活動支援事業	コミュニティ推進課
	5-1-2	自治会活動支援事業	コミュニティ推進課
市民活動の支援	5-1-3	市民活動拠点管理事業	コミュニティ推進課
乳幼児親子の交流推進	5-1-4	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
	5-1-5	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～	子育て支援課
	5-1-6	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～	子育て支援課
	5-1-7	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～	子育て支援課
子育ての支援	5-1-8	子育て応援サポーター活動推進事業	子育て支援課
読書活動の促進	5-1-9	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・読書ボランティア講座	図書館
	5-1-10	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・地域文庫活動支援事業	図書館
青少年育成活動の支援	5-1-11	青少年育成活動支援事業	青少年育成課
	5-1-12	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)	学校教育課

## (2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

少子化や地域のつながりが希薄化している中で、子ども同士の交流の機会が減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性を育む機会が少なくなっていることから、異年齢交流等を通じて、子ども同士の交流や活動を推進します。

さらに、子どもたちもまた「地域の担い手」であるということを忘れず、次代を担う若い世代の意見や考えに触れ、気づきを得、その感性をまちづくりにつなげる取組を推進していきます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
青少年活動の支援	5-2-1	青少年生活体験支援事業 ・通学合宿事業	青少年育成課
	5-2-2	地域青少年体験活動支援事業	青少年育成課
	5-2-3	青少年音楽活動支援事業	青少年育成課
青少年活動の推進	5-2-4	青少年体験活動推進事業 ・子どもアート教室	青少年育成課
	5-2-5	青少年体験活動推進事業 ・子どもわくわくフェスタ事業	青少年育成課
読書活動の促進	5-2-6	読書活動促進事業	図書館



## 第5章

# 教育・保育の量の見込みと 確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教



育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、市全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第2期となる本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、市全域を一つの単位とします。

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	473	473	469	465	461
1歳	498	506	506	502	498
2歳	510	511	520	520	516
3歳	549	525	525	535	535
4歳	588	563	537	538	548
5歳	552	594	569	542	544
6歳	585	559	602	577	549
7歳	609	592	566	609	584
8歳	596	611	594	567	611
9歳	605	600	614	597	570
10歳	617	609	604	617	601
11歳	585	625	617	612	624

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 3 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援サービスは、「子ども・子育て支援給付」(施設・事業者が代理受領)と地域の子育て家庭を支援する「地域子ども・子育て支援事業」で構成されています。

#### 子ども・子育て支援給付

##### 施設型給付

(教育・保育施設)

- ・ 保育所
- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園

##### 地域型保育給付

(地域型保育事業)

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育



#### 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 妊婦に対する健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子育て短期支援事業  
(ショートステイ事業)
- ・ 子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・ 一時預かり事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児保育事業 (病後児を含む)
- ・ 放課後児童健全育成事業  
(放課後児童クラブ(学童保育))
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 保育所は保育所運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに運営費用が支払われていたものを、施設型給付に一本化  
※私立保育所に対しては、施設型給付費と利用者負担額を合わせた全額に相当する額を市が運営費として支払う仕組み  
※私立幼稚園は新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り
- 県が認可する教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市が認可する地域型保育事業を創設し、保育サービスを拡充
- 給付の実施主体である市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認

## 4

## 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

## 【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		1,689		1,008	473	
量の見込み		692	232	752	493	94
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	752 (706)	432 (415)	80 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	849 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	29 (29)	8 (8)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計(B)		924 (1,490)	752 (706)	493 (476)	94 (177)	
過不足(C) = (B) - (A)		0	0 (△46)	0 (△17)	0	

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		1,682		1,017	473	
量の見込み		689	231	748	508	94
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	748 (706)	447 (415)	80 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	845 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	29 (29)	8 (8)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計(B)		920 (1,490)	748 (706)	508 (476)	94 (177)	
過不足(C) = (B) - (A)		0	0 (△42)	0 (△32)	0	

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		1,631		1,026	469	
量の見込み		668	224	726	523	93
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	726 (706)	462 (415)	79 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	817 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	29 (29)	8 (8)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計(B)		892 (1,490)	726 (706)	523 (476)	93 (177)	
過不足(C) = (B) - (A)		0	0 (△20)	0 (△47)	0	

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		1,615		1,022	465	
量の見込み		662	222	719	520	92
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	719 (706)	459 (415)	78 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	809 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	29 (29)	8 (8)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計(B)		884 (1,490)	719 (706)	520 (476)	92 (177)	
過不足(C) = (B) - (A)		0	0 (△13)	0 (△44)	0	

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数(推計)		1,627		1,014	461	
量の見込み		666	223	724	516	91
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	724 (706)	455 (415)	77 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	814 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	29 (29)	8 (8)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計(B)		889 (1,490)	724 (706)	516 (476)	91 (177)	
過不足(C) = (B) - (A)		0	0 (△18)	0 (△40)	0	

## 【 今後の方向性 】

令和2年度から令和6年度にかけて就学前人口は微減傾向にありますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加等により、今後も就学前施設への就園ニーズは各年齢とも増加傾向が見込まれます。

これに対し、教育施設の定員数は、令和元年度現在1,475人（私立幼稚園4園、私立認定こども園幼稚園部分4園）であり、令和2～6年度の見込み量を十分満たすことが可能です。

一方、保育施設の定員数は、令和元年度現在1,341人（公立保育所1園、私立保育園5園、私立認定こども園4園、私立小規模保育事業所2園、企業主導型保育事業所4園）であり、定員総数としては見込量を満たすことが可能ですが、年齢ごとにみると、3歳以上児と1・2歳児で見込量が多くなっていますので、幼稚園による長時間の預かり保育の活用や保育所・認定こども園での児童の受入れの弾力運用等により、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

## 5 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 【 概要 】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊産婦がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て世代支援センター開設に合わせて事業を開始し、平成31年度には、設置個所は1か所となっています。

#### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所	0	0	0	0

#### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

## (2) 時間外保育事業

### 【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月間人数	145	130	137	139

### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	224	224	220	219	219
確保方策	224	224	220	219	219

### (3) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

#### 【 概要 】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

#### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	561	570	587	588
実施箇所	8	8	8	8

#### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	790	778	780	776	767
1年生	217	207	223	214	203
2年生	226	219	210	226	216
3年生	221	226	220	210	226
4年生	62	62	63	61	59
5年生	47	46	46	47	45
6年生	17	18	18	18	18
確保方策	790	778	780	776	767

《 新・放課後子ども総合プランを踏まえた方向性 》

- ・令和5年度において、引続き一体的に又は連携して行われる放課後児童クラブ及び放課後子供教室を全小学校区で実施します。
- ・放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
- ・小学校内への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。
- ・教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
- ・放課後児童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- ・放課後児童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
- ・市が実施する研修への参加を促進し、放課後児童クラブの役割をさらに向上させます。
- ・市のホームページや広報紙、放課後児童クラブからの直接の発信による、放課後児童クラブの情報周知を検討します。

#### (4) 子育て短期支援事業

##### 【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

##### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	0	0	0	9

##### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【 概要 】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間訪問件数	490	463	479	467

### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	473	473	469	465	461
確保方策	実施体制：市が直接実施（保育士、助産師、保健師等）				

## (6) 養育支援訪問事業

### 【 概要 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	54	57	50	37

### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	48	48	47	47	47
確保方策	実施体制：市が直接実施（保育士、助産師、保健師等）				

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	12,917	12,903	11,819	11,126

### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

## (8) 一時預かり事業

### 【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	47,735	50,890	59,843	63,478
幼稚園における一時預かり	42,232	45,459	54,826	57,718
その他	5,503	5,431	5,017	5,760

### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	53,305	53,099	51,541	51,042	51,398
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	2,643	2,632	2,552	2,527	2,546
2号認定による定期的な利用	47,376	47,179	45,749	45,300	45,637
その他	3,286	3,288	3,240	3,215	3,215
確保方策	10,914	10,885	10,606	10,509	10,563
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	2,643	2,632	2,552	2,527	2,546
2号認定による定期的な利用	47,376	47,179	45,749	45,300	45,637
その他	3,286	3,288	3,240	3,215	3,215

## (9) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

### 【 概要 】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	25	36	286	323

### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	450	450	443	440	440
確保方策	450	450	443	440	440

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

### 【 概要 】

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な預かり等、子どもの健やかな育ちを地域で支援する会員組織です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

## (11) 妊婦健康診査事業

### 【 概要 】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	577	469	522	508
検診回数(延べ)	6,262	5,339	5,522	5,458

### 【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,629	5,629	5,581	5,534	5,486
確保方策	実施場所:医療機関等 実施体制:委託及び補助 検査項目:基本健診、初期血液検査、血液検査(貧血、グルコース)、 超音波検査、クラミジア検査、GBS検査 実施時期:妊娠期				

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【 概要 】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

令和元年 10 月 1 日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、副食材料費の実費徴収費用についての補助事業を行います。

### 【 今後の方向性 】

引き続き、国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【 概要 】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

市内に新規に設置された保育所(法人等)を含め全ての保育所が円滑に運営することができるよう、基幹型保育所の保育士が巡回等により相談・助言等を行います。

### 【 今後の方向性 】

引き続き市内に新規に設置された保育所(法人等)へ巡回支援等を行っていくほか、国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

## 6 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

### (1) 教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

本市では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った認定こども園の移行などにより、質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

### (2) 教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

### (3) 小学校との連携の推進

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、幼保小の連携を教育指導計画に位置付け、連絡会を開催するとともに、小学校へ滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。



## 第6章

## 計画の推進体制

## 1 計画の推進

本計画は、保健、健康、保育、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっているため、各部署間の連携を深め、計画の効果的かつ効率的な推進を図ります。



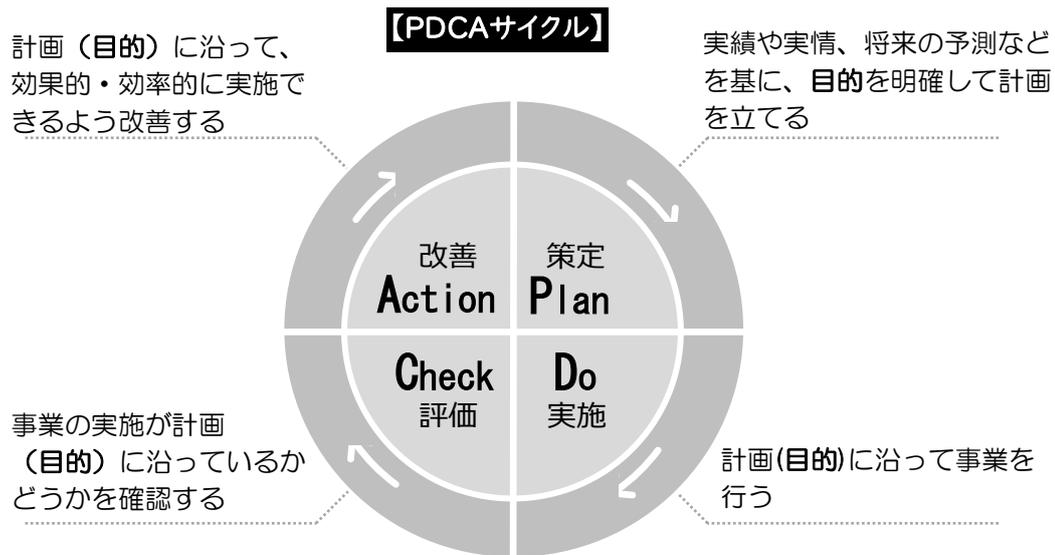
計画を推進していくためには、行政組織だけでなく、引き続き、保育園や幼稚園、学校等の関係機関をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び地域で子育て支援を実施している方たちの協力と参加が必要です。

それぞれの活動の連携を図り、つながり、広げながら子育てを地域全体で取り組み、本計画を推進していきます。

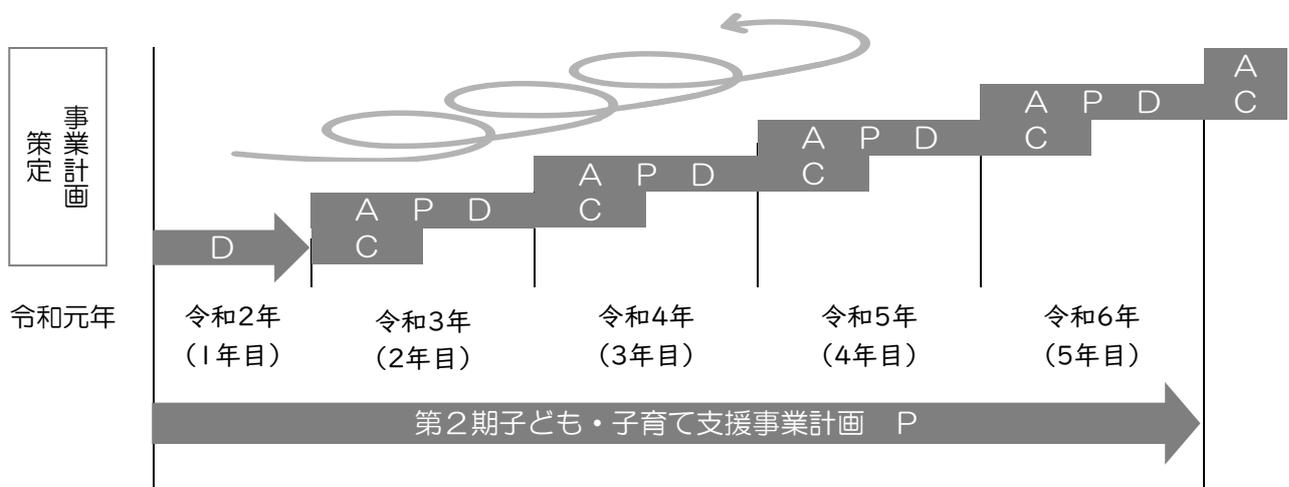
## 2 実施状況の継続的な点検

本計画の適切な進行管理を行うために、次のように取り組んでいきます。

- (1) 庁内関係各課で構成している「古賀市子ども・子育て支援庁内会議（以下、「庁内会議」という。）において、毎年、担当課の自課評価（行政評価）を基に、事業の進捗状況を確認します。進捗管理にあたっては、事業の目的を再確認しながら、新たな連携の可能性を探る等、事業の効果的な推進方法について、定性・定量の両視点から、改善に向けた「対話」を重視する場とします。
- (2) 「古賀市子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）では、毎年、庁内会議で話された内容を基に、事業実績・評価・改善等について審議することとします。
- (3) 計画に定めた「量の見込み」が実情と大きく乖離し、変更が必要と考えられる場合は、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施します。
- (4) 計画の見直しを行い、計画を変更する必要がある場合は、子ども・子育て会議で審議し、意見を聴くこととします。
- (5) 本計画は、子どもの成長、子育てへの支援等総合的計画であるため、家庭や地域、学校、事業所など地域の関係機関等と連携し、推進します。  
したがって、市のホームページ等広報媒体を活用により、本計画の実施状況に係る情報の周知を図り、市全体で施策を推進するよう努めます。



理 念  
子どもが生き生きするまち  
～生きる力を育む子育ての「わ」～



※理念を具現化するために各基本目標を掲げています。毎年事業評価を行い、改善につなげ、確実に理念に向かって進めるよう事業を実施していきます。

### 3 計画の周知

本計画の進捗状況は、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報こがやホームページで周知します。